

**平成25年 第4回**

**仁木町議会定例會議録**

**開会 平成25年12月19日**

**閉会 平成25年12月19日**

**仁木町議会**

## 平成25年第4回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 平成25年12月19日（木曜日）午前9時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会委員長報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 諸般の報告  
日程第5 行政報告  
日程第6 報告第1号 議会改革特別委員会中間報告書  
日程第7 報告第2号 平成24年度各会計決算特別委員会審査報告書  
日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について  
平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）  
日程第9 一般質問  
町有遊休地の利用計画について（野崎明廣議員）  
交通空白地域における生活交通の確保について（住吉英子議員）  
定住自立圏構想のその後について（上村智恵子議員）  
地域での子育て支援について（上村智恵子議員）  
仁木町活性化のためのビジョンについて（大野雅義議員）  
仁木町のシンボルについて（大野雅義議員）  
再生可能エネルギー資源の活用について（大野雅義議員）  
日程第10 議案第1号 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第11 議案第2号 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）  
日程第12 議案第3号 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第13 議案第4号 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第14 議案第5号 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
日程第15 議案第6号 仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
日程第16 議案第7号 仁木町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第17 発委第1号 仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定  
日程第18 同意第6号 仁木町教育委員会委員の任命について  
日程第19 詮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第20 意見案第17号 安心できる介護制度の実現を求める意見書  
日程第21 意見案第18号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書  
日程第22 意見案第19号 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書  
日程第23 意見案第20号 過疎対策の積極的推進を求める意見書  
日程第24 意見案第21号 企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書  
日程第25 意見案第22号 公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書  
日程第26 意見案第23号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書  
日程第27 意見案第24号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書  
日程第28 意見案第25号 「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針を見直し被災者の立場に立った施策の実現を求める意見書  
日程第29 意見案第26号 特定秘密保護法の凍結を求める意見書  
日程第30 委員会の閉会中の継続審査  
日程第31 委員会の閉会中の所管事務調査

## 平成25年第4回仁木町議会定例会議録

開会 平成25年12月19日 午前 9時30分  
 閉会 平成25年12月19日 午後 4時35分

議長 山下敏二 副議長 横関一雄

## 出席議員（9名）

1番	野崎明廣	2番	住吉英子	3番	嶋田茂
4番	宮本幹夫	5番	大野雅義	6番	林正一
7番	上村智恵子	8番	横関一雄	9番	山下敏二

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	佐藤聖一郎	教育委員会委員長	高木愾一
副町長	美濃英則	教育長	角谷義幸
総務課長	岩井秋男	教育次長	嶋井康夫
財政課長	岩佐弘樹	農業委員会事務局長	(川北享)
会計管理者	鹿内力三	選挙管理委員会委員長	芳岡廣
企画課長	鈴木昌裕	選挙管理委員会書記長	(岩井秋男)
住民課長	門脇吉春		
ほけん課長	泉谷享		
農政課長	川北享		
建設課長	林典克		

## 議会事務局職員出席者

事務局長	浜野崇
議事係主任	松岡亜希

## 開会 午前 9時30分

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、平成25年第4回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、5番・大野君及び6番・林君を指名します。

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、12月10日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずははじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、承認1件、議案7件、発委1件、同意1件、諮問1件、意見書10件の合計23件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条に基づく一般質問の通告が、4人から7件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6、報告第1号については、議会改革特別委員会委員長より中間報告を行います。日程第7、報告第2号については、委員長報告の後、質疑を一括して行い、議案ごとに討論・採決を行います。日程第8の承認については、即決審議をお願いいたします。日程第9、一般質問については、通告順に従って野崎議員1件、住吉議員1件、上村2件、大野議員3件の順番であります。日程第10の条例改正については、即決審議をお願いいたします。日程第11から第14の補正予算については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第17の発委については、即決審議をお願いいたします。日程第18の同意、第19の諮問については、提案説明後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議をお願いいたします。日程第20から第29の意見書については、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりであります。日程第30、委員会の閉会中の継続審査、日程第31、委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出があります。

続いて、会期について申し上げます。本定例会招集日は、本日12月19日木曜日。会期は、開会が12月19日木曜日、閉会が12月20日金曜日であります。

最後に、その他事項について申し上げます。今定例会の質疑（質問）形式については、平成25年第3回定例会同様、試験的に一問一答方式を導入することとします。また、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりであります。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり議事を執り進めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

### 日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日12月19日から12月20日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月19日から12月20日までの2日間とすることに決定しました。

### 日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から平成25年度第7回から第9回の例月出納検査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、9月25日開催の平成25年第3回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。10月1日から4日までの日程で、総務経済常任委員会の研修視察に、オブザーバーとして参加いたしました。本年度は、山形県酒田市、栃木県高根沢町、茂木町の3市町村を訪問し、先進的な事例を学んでまいりました。酒田市では、コミュニティ施設整備事業の先進事例として、旧小学校体育館を活用した講堂、地域防災拠点としての役割など大変参考となる研修となりました。高根沢町では、同じくコミュニティ施設整備事業の先進事例として、図書館と保育所を併設した施設の研修を行い、地域における拠点として、様々な世代の交流の場として活用されている施設ということに感銘を受けました。茂木町では、デマンド交通システムの先進事例について研修を行い、本町での交通弱者対策の一つとして、大変参考となる研修がありました。

10月16日は、北後志町村議会議長会の臨時総会に出席し、積丹町議会議長の改選に伴う役員改選が行われ、会長に私が就任いたしました。もとより微力ではありますが、北後志町村議会の連携と、北後志議長会の円滑な運営に努める次第であります。会長就任後、最初の公務となりました北後志町村議会議長会の研修視察は、10月30日から11月1日までの日程で、山口県防府市を訪問し、再生可能エネルギーについての研修を行いました。防府市では、自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくりをテーマに、自然環境の保全や再生を図るなど生物多様性の確保に配慮した自然保護対策を推進しており、これらの電力問題を考える上で、大変有意義な研修となりました。

次に、10月21日から24日までの延べ3日間にわたり、嶋田委員長のもと、平成24年度各会計決算特別委員会が開催され、オブザーバーとして出席いたしました。この後、嶋田委員長から、審査報告が行われますが、予算の効率的な執行と行政効果の評価、並びに今後の改善点や反省事項の把握など、来年度予算審議における議会活動に、大いに生かされる審査であったと考えるところであります。

11月12日には、後志町村議会議長会によります中央要望が実施され、私もその一員として、道内選出国会議員に対し、北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期整備に関する要望運動を実施してまいりました。

また、11月13日には、第57回町村議会議長全国大会、並びに第38回豪雪地帯町村議会議長全国大会が東京都のN H K ホールで開催され、出席をしてまいりました。大会では、安倍内閣総理大臣、伊吹衆議院議長など、来賓各位の出席を仰ぎ、「真の分権型社会の実現を目指して」の大会スローガンのもと、全国930町村議会の総意として、北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望をはじめ、全国各地区要望事項9項目を含む33項目、決議16項目、並びに東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など、特別決議5件、更に豪雪地帯の振興に係わる要望事項8件、豪雪地帯対策の充実強化をはじめとする決議8件を満場一致で採択し、同日、全国町村議長会正副会長・理事による国への要望行動が行われたところであります。

続いて、広域連合議会の開催状況について報告します。北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が10月25日に開催され、私と横関副議長が出席をしております。また、北後志衛生施設組合議会及び消防組合議会の臨時会が10月16日に開催され、私が出席をしております。後志広域連合議会は、11月29日に定例会が開催され、広域連合議会議員であります横関副議長から復命書が提出されておりました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。なお、議長の活動報告の詳細は、事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は、後程ご高覧願います。

平成25年も残すところ10日余りとなりました。日増しに寒さも厳しくなり、これからが冬本番となります。議員各位をはじめ、関係各位には体調管理を十分に行い、ご健康に留意されまして、輝かしい新年を迎えることを念じ、私の諸般の報告といたします。

## 日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成25年第4回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。山下議長、横関副議長はじめ、議員の皆様におかれましては何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、中西代表監査委員、高木教育委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

師走に入り、何かとご多忙な日々が続いておられると思いますが、皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。後程、行政報告の中でも述べますが、先般、全国町村長大会が東京で開催され、全国930の町村長の一人として、私も出席してまいりました。冒頭、来賓の挨拶の中で、安倍内閣総理大臣から「地域の元気なくして、日本の元気なし。各町村地域が元気なって、はじめて日本の明るい未来は開

かれていく」との挨拶がございました。その言葉の陰には、地域が自立をしなければ、これから先の日本の発展はないという言葉として、私、真摯に受けとめたところであります。しかし、現状を見ますと、藤原全国町村会長が申していましたとおり、現段階で道州制を導入したところでその流れから取り残される地方自治体がほとんどであり、今後十分に議論をする必要性があります。安倍総理が申す「地域自らの発想と創意工夫により、魅力あふれる地域づくり」を推進するためには、地方分権改革の前に、自治体の意識改革が必要であります。自立した地域を目指すには、今から各地方自治体が意識を変え、自らの町は自らの手で作るという考え方を持ち、結果として国に頼らない強いまちづくり、人づくりがこれから求められてくるのはないでしょうか。私も、行政の責任者として、地域で頑張る人たちが希望を持てるような、まちづくりを目指して、様々なことに取り組んでまいる所存でございます。

さて、本題に戻りますが、今定例会には、上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認1件、議案7件、同意1件、諮問1件、計10件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、平成25年第4回仁木町議会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、平成24年度決算の財務諸表について申し上げます。平成23年度から作成及び公表が義務づけられております財務諸表につきまして、作成及び分析結果がまとまりましたので、ご報告いたします。財務諸表のうち、貸借対照表を次項に示しておりますが、これまでに193億1856万円の資産を形成し、そのうち、過去の世代や国・道の負担で既に支払いが済んでいる純資産が、全体の64%にあたる123億9809万円、将来の世代が負担していくこととなる負債が36%にあたる69億2047万円であることを示しております。なお、これら住民1人当たり（平成24年度末現在の人口3674人）に換算すると、資産が526万円、負債が188万円で、純資産が338万円となります。資産の中で大きな割合を占めるのが、庁舎・町営住宅などの事業用資産で46%、道路などのインフラ資産が、資産全体の44%となっております。金融資産は10%で、基金・積立金が主なものとなっております。一方、負債の中では、町債が総負債の85%を占めており、大きな割合となっております。概略は以上のとおりであります、詳細につきましては、「新地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類」を別途お手元に配布しておりますので、後程ご高覧願います。なお、来年1月までに町ホームページ上で公表し、要約版を2月発行の広報にき財政特集号に掲載する予定であります。

次に、全国町村長大会について申し上げます。全国町村長大会が、11月20日、東京・渋谷のNHKホールにおいて、全国930の町村長と都道府県町村会関係者及び来賓の安倍晋三内閣総理大臣、赤松宏隆衆議院副議長、関口昌一総務副大臣など、約1300名が出席して開催されました。はじめに、安倍内閣総理大臣から、「美しい国の原点は町村にある。地域で頑張る人たちが希望を持ち、その地域の子どもたちがその地域で育ったことに誇りを持って未来を見つめていくことができる日本を創っていくことが課題であり、その実現に向けて全力で取り組む」と挨拶がありました。次に、藤原忠彦会長（長野県川上村長）が挨拶に立ち、安倍政権の経済対策「アベノミクス」の効果が一部の大企業・大都市にとどまっており、全国津々浦々まで地域経済が活力を取り戻すには道半ばであると指摘、地方の元気なくして日本の元気はないと述べた上で、「町村を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、誇りあるそれぞれの地域づくりのために、今後とも、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する困難な課題に積極果敢に取り組んでいこう」と参加者に訴えました。この後、来賓挨拶に戻り、赤松衆議院副議長、関口総務副大臣、石破自由民主党幹事長、蓬全国町村議会議長会会長がそれぞれ挨拶を行いました。来賓挨拶終了後、町村長への応援メッセー

ジとして、大森彌東京大学名誉教授が登壇し、道州制、TPP、人口減少と町村を取り巻く懸念事項を指摘した後、「町村長は日本にとってかけがえのない町村のリーダーであり、大自然の恵みに感謝し、人々の絆を大切にすることで、お金には換算できない価値を生み出している。これこそが農山漁村地域及び町村の力であり、今後幾重もの困難が待ち受けていると思うが、町村の希望なしに日本の未来はないので、明日の町村、明日の日本を切り開いていただきたい」と参加者を激励しました。議事に入りまして、大会運営委員会で決定した町村行財政をめぐる諸問題の解決に向け、一つ、東日本大震災からの早期の復興を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。一つ、真の地方分権改革を強力に推進すること。一つ、地方財政計画における歳出特別枠を堅持するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。一つ、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、自動車取得税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。一つ、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。一つ、TPP交渉にあたっては、国益の堅持と主要5品目等聖域の確保に万全を期すこと。一つ、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むことの7項目による決議案と道州制の導入に反対する特別決議、更には、平成26年度政府予算編成及び各種施策の具体化に向けた大震災からの復興、町村自治の確立、地方税財政、医療保険、農林水産業、国土づくり及び領土・外交に関する7項目の重点要望並びに東日本大震災からの復興と全国的な防災・減災対策をはじめとする34項目の大会要望を満場一致で採択し、同日閉会いたしました。

次に、旧仁木商業高等学校の入札執行及び売却に関する件について申し上げます。旧仁木商業高等学校の売却につきまして、財産所有者である北海道教育庁において、校舎及び附帯設備の不動産鑑定が行われておりましたが、この度、鑑定作業を終えたことから、本年11月15日付けで一般競争入札の告示が行われ、12月10日に入札が執行されたところであります。北海道教育庁総務政策局からは、入札告示後に企業2社から入札申込申請があったとのことでしたが、このうち1社は入札を辞退したことであり、残る1社により入札が執行されたとの報告を受けております。入札の結果、道内及び道外において広域通信制の北海道芸術高等学校を運営されている株式会社日本教育工房が落札し、今後は旧仁木商業高等学校の校舎等施設及び敷地を利用した運営が行われる運びとなっております。また、12月12日には、北海道芸術高等学校の理事長、校長及び事務局長の3名が本町に挨拶に訪れ、学校概要や開校に向けての説明を受けております。

次に、北海道原子力防災訓練及び仁木町地域防災訓練等について申し上げます。平成23年3月に発生した東日本大震災における福島第一原発事故を受けて、原子力発電所から半径30kmまでの範囲を緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）に拡大したことにより、本町は昨年に引き続き10月8日、平成25年度北海道原子力防災訓練に参加いたしました。訓練は後志管内内陸部で震度6強の地震が発生したことにより、泊発電所1号機から放射線物質が放出したことを想定し、仁木町全域から参加者を募り、屋内退避や地域の集合場所に参加した住民838人に、町職員及び消防職員ら関係者を加え、約900人が参加いたしました。訓練内容は、災害対策本部の設置及び運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、広報訓練、退避等訓練、緊急被ばく医療活動訓練、住民生活保全訓練などがありました。今後におきましては、訓練の結果から課題等を把握した上で、原子力防災計画の見直しを行うとともに、万が一の災害に備え、国、北海道や関係自治体と連携してまいります。また、11月11日には、地震による避難所への一時避難訓練を目的に、仁木町地域防災訓練を実施いたしました。今回の訓練は、地区を限定した住民避

難訓練として、大江地区と然別地区の住民の皆さんを対象に実施し、仁木町地域防災計画に基づく非常配備の確認、住民への通報連絡の課題検証、その他防災体制に係る検証などを行ったところあります。訓練には、両地区の住民の皆さん約60人、町職員及び消防職員ら関係者を加え、約160人が参加いたしました。更に、原子力防災訓練の対象である泊発電所につきましては、施設を一度も見たことがない町民も多いことから、11月26日には町主催による泊発電所見学会を開催し、私や副町長、見学会に参加を希望した町民、更には同行した担当職員を加えた計29名で、泊発電所の安全対策工事現場や3号機内を見学したところであります。今回、発電所の安全対策の積み上げに苦労されていることを確認しましたが、万が一事故が発生した時は、町として、国や北海道と連携し、町民の皆さんのが安全な場所まで速やかに避難できるよう取り組んでいかなければならないと考えており、他の関係自治体とともに原子力災害への一層の備えを進めしていくこといたします。

次に、自由民主党過疎対策特別委員会仁木町現地視察について申し上げます。過疎地を抱える全国775の市町村が資金調達のために発行する過疎対策事業債の対象事業拡大に向けて、過疎地域自立促進特別措置法の改正を目指すことを主眼に、自由民主党過疎対策特別委員会の森山衆議院議員（鹿児島第5選挙区）を委員長とする一行が、10月24日現地視察のため来町いたしました。私は、挨拶の中で、本町におきましても過疎地域であるがゆえに、人口減に伴う少子高齢対策や集落対策など地域課題が山積しており、事業の推進にあたって財源確保の観点から過疎対策事業債を有効に使わせていただき、地域住民の生活向上のための施策を展開していることを申し上げました。また、農業振興に関しましては、本町は農業を基幹産業と位置付け振興を図ってきたことや農産物の輸入自由化、食糧法の施行に伴う水稻の生産調整の強化、農産物価格の低迷、遊休農地の増大等、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることを申し上げました。更に、本町におきましては、農業経営の安定化や農業所得の向上を図るために、「果樹と野菜」、「水稻と野菜」を中心に施設園芸による集約的複合農業に転換が図られ、経営基盤が強化されてきたところであり、過疎対策事業債を活用させていただき、「野菜ハウス導入事業」及び「水稻育苗・花卉ハウス導入事業」に対して補助を行い、施設化の促進を進めてきたことを申し上げた上で、更なる農業振興を図るために、施設整備に関する補助金などが必要になると思われますので、今後におきましても、過疎対策事業債の継続並びに拡充措置を要望いたしたいことを申し上げました。

次に、仁木町合併処理浄化槽整備事業について申し上げます。仁木町合併処理浄化槽整備事業につきましては、本年10月30日にパンフレット及び合併処理浄化槽の設置意向調査票を町民の皆様に対し、11月15日を回答期限とし送付いたしました。その後、11月5日から8日までの4日間で、各地域において住民説明会を開催し、120名の方が出席されたところであります。合併処理浄化槽の設置意向調査票に関しましては、11月18日現在において、調査対象総世帯数1344世帯のうち調査票回収世帯数590世帯であり、回収率43.9%がありました。回答結果につきましては、設置を希望される方が163世帯、27.6%の世帯が設置の意向を示しておりますことをご報告申し上げます。今後につきましては、明年度の事業実施に向け準備を進め、町民へ周知を図るとともに、設置に関し、相談と申し込みを受け付けてまいります。

次に、障害者福祉特別地域加算未払いについて申し上げます。道内の自治体における障害者福祉サービス事業者への特別地域加算金の未支給の問題で、本町におきましても平成21年4月から平成25年10月までの間において居宅介護、同行援護に係る加算金の未支給が判明いたしました。これにつきましては、平成21年4月から厚生労働省の報酬改定により新設され、本町も過疎地域や豪雪地帯などの適用地域として、

平成24年4月からは計画相談支援等についても適用されておりました。本来であれば受給者証に「特別地域加算対象者」の明記をした上で、所定の費用15%の加算分を上乗せし、国保連合会を通して、事業所から本町に請求することとなっておりましたが、これを失念し精査をしておりませんでした。深くお詫び申し上げます。本町におきましては、居宅介護、同行援護に係る加算金は未支給がありましたが、計画相談支援に係る加算につきましては、制度どおり加算をしております。今後の特別地域加算金に係る対応につきましては、未支給対象者27名、98万7677円となっておりまして、5事業所へは、既に訪問し、ご理解をいただくとともに、経過説明等を済ませております。12月請求分から加算請求していただき、過去の未支給につきましては、平成21年4月まで遡及対応といたします。つきましては、今定例会におきまして補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院の救急医療に対する財政支援について申し上げます。本年8月9日、北海道社会事業協会余市病院から救急医療に対する財政支援の要望があり、これは平成22年度から4年連続となりました。現在の医療を取り巻く環境は、医師及び看護師等の偏在（都市集中型）が未だ改善されておらず、同病院においても診療科の休止や縮小を余儀なくされているところであります。このような状況のため常勤医師が少なく、応援医師の報酬や看護師・放射線技師・臨床検査技師の緊急呼び出し、更に事務の受付などスタッフの人工費及び材料費等で、時間外救急の維持には多額の経費が必要となります。また、看護師を確保するために奨学金制度を設け要請しており、年間2160万円の投資をしております。平成24年度決算は黒字決算となっておりますが、病院の経営努力に加え、返済猶予法により借入金の返済を5年間先延ばししていること、病院の老朽化に伴う補修工事を繰り延べしていること、医療機器の更新についても見送りしていることなどによるものであります。このような状況は、健全なる黒字経営とは言える状況ではなく、特に救急医療部門については常に赤字経営となっており、救急医療体制確保のため、2500万円の助成を昨年度に引き続き要望されたものであります。10月7日には、北後志地域保健医療対策協議会定期総会が開催され、余市協会病院に対し北後志5町村で財政支援をすること、規制や行楽の際に救急搬送された患者分についても5町村で負担すること、各町村の負担割合は患者数による実績割とすることを決定したところであり、仁木町の負担額は292万5000円となりました。つきましては、今定例議会におきまして補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

新然別浄水場からの大江1丁目ふれあい遊トピア公園周辺への給水開始について、新然別浄水場（膜ろ過方式）につきまして、平成20年3月から然別・砥の川・旭台地区、平成21年6月から仁木地区、更には、平成22年8月に大江地区へと給水開始をしているところであります。ふれあい遊トピア公園周辺の20件の給水につきましては、旧平内団地山側にあります然別浄水場（緩速砂ろ過方式）から行っておりましたが、今年度に町道平内浅堀線の勝岡地先から町道西平内線の細川地先までの水道本管の布設が完了したことによりまして、新然別浄水場からの給水が可能となりましたことから、11月8日に水質検査を行い、飲料水として水質基準に適合するとの結果を受けまして、11月12日に然別浄水場を廃止し、新然別浄水場からの給水に切り換えております。今後におきましても、町民の皆様に安全・安心な水道水の供給に努めてまいります。

以上であります、別途お手元には、平成25年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上でございます。

○議長（山下敏二） 佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。平成25年第4回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。

はじめに、防犯ブザー等の寄贈について申し上げます。この度、社団法人余市地方法人会仁木地区会（嘉屋達雄会長）並びに同法人会青年部会（松山幸洋副部会長）より、社会貢献活動の一環として町内小学生に防犯ブザー等の寄贈がありました。毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」に合わせて、小学1年生には防犯ブザー、小学6年生には租税の重要性を理解してもらうための租税教育用小冊子と文房具セットの寄贈を受けております。保護者をはじめ、学校関係者及び教育委員会といったしましては、心温まる善意に感謝しております。

次に、仁木町民スキー場について申し上げます。平成23年度から指定管理者となりました株式会社北海道名販（代表取締役 元田英樹氏）が管理運営を行っております仁木町民スキー場は、12月21日（土）に初級コース及び中級コースにて、今シーズンのオープンを予定し準備を進めてきたところでありますが、16日未明からの降雨によりゲレンデ状態が不良となり、指定管理者からオープンが遅れる見込みにあるとの報告がありました。昨シーズンは12月23日にオープンしてございます。町民の冬期間のスポーツ振興、普及及び体力向上を図るため、指定管理者とともに安全確保を第一に法に基づき、事故のない安全で楽しいスキー場の運営に努めてまいります。

次に、第11回日台国際野球大会について申し上げます。余市リトルシニア所属の仁部飛勇馬さん（仁木中学校2年生）が、日本リトルシニア中学硬式野球協会北海道連盟所管の北海道選抜・選考委員会におきまして、見事、選抜チーム（21名）の一員に選ばれ、平成25年12月31日（火）から平成26年1月4日（土）まで台湾・嘉義市で開催される第11回日台国際野球大会に出場することが決定いたしました。同大会に仁木町の生徒が出場するのは初めてのことであり、私たちも仁部選手並びに北海道選抜チームの活躍を大いに期待しているところであります。つきましては、スポーツ大会参加に係る予算に不足が生じるため、今定例会において補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。以上で、教育行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

## 日程第6 報告第1号

### 議会改革特別委員会中間報告書

○議長（山下敏二）日程第6、報告第1号『議会改革特別委員会中間報告書』を議題とします。

議会改革特別委員会から、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件について申し出のとおり、報告を受けることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会改革特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。議会改革特別委員会委員長の発言を許します。上村委員長。

○議会改革特別委員長（上村智恵子）議会改革特別委員会中間報告書について、報告いたします。

別冊議案書の1ページでございます。報告第1号『議会改革特別委員会中間報告書』。

2ページをお開き願います。12月6日付で、議長宛に中間報告書を提出しております。本特別委員会における調査・研究中の事項について、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定により、別紙のとおり中間報告をする。

次に、3ページをお開き願います。本委員会は平成23年第4回定例会において、町民に開かれた議会を目指すとともに、地方議会としてのるべき姿について調査・研究を行うため設置され、平成25年第1回定例会において、1回目の中間報告を行っております。その後も引き続き、調査・研究を行い、その中に速やかに実現を図るべきものが含まれていることから、2回目の中間報告を行うものでございます。

はじめに、1、調査・研究事項、2、委員会開催日及び取組事項、3、議会改革特別委員会委員、4、委員外として出席した者、5、議会事務局出席者、6、調査・研究の経過につきましては、記載のとおりでございます。次に、7、具体的な事項の調査・研究及び検討でございますが、委員会では、別紙資料2に記載のとおり、5分類31項目の調査項目を設定し、調査・研究及び検討を行っており、1回目の中間報告後から現在までに協議した内容について報告をいたします。

次に、4ページをお開き願います。分類1・基本的事項、項目1・政務活動費でございますが、地方自治法において議員の調査・研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、その議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することができることとなっておりますが、種々協議した結果、政務活動費の交付は必要ないとの意見で一致し、政務活動費は導入しないとの結論に達しております。

次に、分類2・議会（本会議）、項目2・質疑（質問）の方式でございますが、1回目の中間報告において、一問一答方式の試験導入を決定し、関係機関の協力の下、平成25年第3回定例会において、試験導入したところでございます。その後、実施結果を検証し、回数の制限や時間の制限についても種々協議を行い、回数制限を設けることで焦点が明確にならず、一括質疑方式と何ら変わりなくなってしまうとの懸念、また、時間制限を設けることにより、効率的な議会運営を図ることができる等、様々な意見がありましたが、協議の結果、効率的な議会運営を図ることを共通認識し、その上で回数及び時間制限を設けない一問一答方式を導入するとの結論に達しております。

次に、分類3・委員会、項目6・観察調査の実施でございますが、1回目の中間報告において、継続協議と報告した項目でございます。26年度以降の観察調査の実施において、種々協議した結果、現行どおり実施するとの結論に達しております。なお、観察調査の実施に係る課題については、協議する必要性があることから、今後も調査・研究を行うこととしております。

次に、分類5・町民への情報公開、項目2・議会だよりの発行でございますが、現在、議会だよりは、定例会や臨時会の審議内容、その他議会・委員会活動を周知するため年4回発行し、町広報紙の配布と合わせ、町内会を通じ配布しております。発行の理想は、議会閉会後40日以内とされておりますが、現在、約50日後の発行となっており、町広報紙は毎月第2木曜日に配布と定められている関係から、議会閉会が月末となった場合、編集・印刷を14日程度で行わなければならず、発行を1か月早めることは難しいとの結論に達しております。

次に、5ページをお開き願います。項目7・議会報告会の開催でございますが、議会報告会とは、議会が機関として町民への説明責任を果たすため、町民に直接議決内容や審議経過等を行うことでございます。また、町民との意見交換を行うことにより、政策立案に反映されることにも繋がることから、道内におい

て45町村が実施しております。議会として、町民との対話をを行う場を設けることが初めてのことであり、議会報告会を実施している他町村議会の事例を参考にし、種々協議を行ったところであります。協議の結果、報告会を行うことで町民の声を広く聞くことができるを考えるが、運営等について十分検討を重ねてから開催した方が良いとの意見が多数あり、一致した見解を見出すことができませんでしたが、議会報告会を開催するとの方向で意見が一致したことから、開催に向け、今後も調査・研究を行うことといたします。

最後に、現時点における本委員会の調査結果は、以上のとおりでございますが、この中間報告と併せてその趣旨を実現するため、本定例会に委員会提出議案として、一問一答方式導入に係る会議規則の一部改正案を提出しております。また、継続協議とした事項については、引き続き調査・研究を行い、町民にわかりやすい議会へと改革を進めるべく、残りの項目についても精力的に調査・研究を行ってまいります。以上、本特別委員会における検討結果について、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定により報告いたします。以上でございます。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

本件については、仁木長議会会議規則第46条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『議会改革特別委員会中間報告書』を終わります。

## 日程第7 報告第2号

### 平成24年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（山下敏二）日程第7、報告第2号『平成24年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。嶋田委員長。

○決算特別委員長（嶋田 茂）平成24年度各会計決算特別委員会審査報告書について、ご説明いたします。

別冊議案書の8ページでございます。平成24年度各会計決算特別委員会委員長 嶋田 茂。記といたしまして、平成25年9月25日付託、付託事件につきましては、平成25年度第3回仁木町議会定例会で付託となりました議案第1号から議案第4号までの平成24年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

9ページをお開きお願いします。11月8日付山下議長宛の委員会報告書でございます。審査の結果、平成24年度一般会計及び3特別会計はすべて認定すべきものと決定したので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

次に10ページ、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は、先に説明したとおり、平成24年度の一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の3特別会計、合わせて4会計の決算認定で、これら4会計の歳入歳出決算認定の審査でございます。委員会の開催年月日は、平成25年9月25日、10月21日、23日、24日の4日間でございます。委員会出席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事

務局出席者については、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、平成25年第3回定例会において、議長及び議員選出監査委員を除く議員7名により構成する平成24年度各会計決算特別委員会が設置され、平成24年度余市郡仁木町一般会計をはじめ、特別会計3会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものであります。審査にあたりましては、11ページに記載の「決算審査の意義と考え方」、「決算審査の視点」を全委員が共通認識の下、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委員からの決算審査意見書等々をもとに、町長をはじめ副町長、教育長ほか、各関係課長らの出席を求め、実施したものでございます。一般会計の歳出では、バス運行補助金に対する今後の対策、救急医療情報キットの配布率及び普及対策、子宮頸がん予防ワクチンの健康被害、ブランド産地確立事業の費用対効果、観光協会補助金研究開発事業等の内容、郷土芸能団体の育成状況などについての質疑・質問があり、歳入では、遊休地の利活用、滞納に対する徴収対策などの質疑・確認がありました。討論はありませんでした。特別会計では、簡易水道事業特別会計において、尾根内浄水場建設における給水接続状況について、後期高齢者医療特別会計では、保険料滞納者の保険証交付状況などの質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

次に、決定事項ですが、記載のとおり、平成24年度の一般会計及び特別会計3会計につきましては、いずれも賛成多数により、「認定すべきもの」と決定いたしました。以上、平成24年度各会計決算特別委員会審査報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、付託議案第1号から第4号までの4会計を一括して行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田委員長、自席へお戻りください。

これより、付託議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、付託議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

次に、付託議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。本決算は委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

続いて、付託議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

続いて、付託議案第4号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第4号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第4号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

## 日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について

### 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）

○議長（山下敏二）日程第8、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第1号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法（昭

和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成25年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成25年11月22日、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山下敏二） 岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹） 承認第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。歳入の補正是ございませんので、歳入合計額30億4468万9000円は変わりません。

次に2ページ、歳出でございます。3款. 民生費、8款. 土木費及び13款. 諸支出金をそれぞれ補正いたしますが、補正額の合計はゼロのため、歳出合計額は30億4468万9000円で変わりません。

次に3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から21款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、すべて一般財源の増減となってございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳出でございます。3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費につきましては、民生委員1名の辞任に伴う新委員の推薦に係る経費として、1節. 報酬1万5000円、9節. 旅費3000円を追加、大江地区コミュニティセンター建設事業推進のための視察に係る経費として、11節. 需用費1万円、合わせて2万8000円の追加でございます。2項. 児童福祉費、4目. 保育所費につきましては、経年劣化により使用不能となった銀山へき地保育所の石油ストーブ購入費9万円の追加でございます。

次に6ページ、8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費につきましては、ふれあい遊トピア公園のセンターハウス裏にある灯油ホームタンク修繕に係る指定管理委託料14万5000円の追加でございます。

次に7ページ、13款. 諸支出金、1項. 基金費、2目. 減債基金費につきましては、財源調整のため積立金を26万3000円減額するものでございます。

9ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で、説明は終わります。

○議長（山下敏二） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二） 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』は承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

---

再開 午前10時50分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

---

### 日程第8 一般質問

○議長（山下敏二）日程第9『一般質問』を行います。4名の方から、7件の質問があります。

最初に『町有遊休地の利用計画について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。野崎君。

○1番（野崎明廣）それでは、私の方から町有遊休地の利用計画につきまして、質問をさせていただきたいと思います。仁木町では、現在のところ、遊休地の利用活用について有効な活用が図られておらず、使用目的のないまま維持管理費の負担が増大している状況にあります。施設建設のため取得した公共用地についても、事業完了等により残地が遊休地となってしまっている土地が数多くあります。農用地についても、旧西町・北町試験地、みずほ団地建設後の残地の他、大江地区、銀山地域においても、多くの遊休地がありますが、このままの状態で農地として利用できなくなることが懸念されます。現在、福島原発事故被災地において、15km圏内の農地は国の管理下に置かれ、農地再生は非常に厳しい状況にあるため、農業生産者は新たな土地を求めております。一部の生産者は伊達市においてイチゴ生産を行い、新天地にて輝きを取り戻している実例もあります。こうした状況から、被災地の生産者や新規就農者へ土地を提供することで、遊休地を農地として有効に活用できるのではないかと考えられます。また、町営住宅跡地についても、宅地分譲化を進め、前向きに検討する必要があると考えられます。旧平内団地、旧桜ヶ丘団地の跡地などは、傾斜地のため宅地としては不向きなところですが、傾斜や山沿いの景観を利点とし、自然とゆったり暮らせるところを求めている方もおられると思います。遊休地の情報を積極的に発信し、広くPRできるのではないかと考えますが、どのような方法で遊休地を活用していくのか、町長の町有地利用活用に対する利用計画をお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）『町有遊休地の利用計画について』の質問にお答えいたします。

町が保有する土地については、資産として重要な財産であり、将来の事業に備えて必要な土地を保有し、

管理していくことが重要であることを認識しておりますが、新たな事業用地として利用が見込まれない土地も所在しております。町有遊休地の概要といたしましては19か所ございますが、その内訳といたしましては、事業用地として取得後、使用されずにいる土地が9か所、施設の廃止（町営住宅の建替事業など）によって、発生した土地が10か所となっております。この町有遊休地19か所のうち、利活用が見込まれる10か所については、本町の活性化策の取り組みの一つとして、平成20年4月から町ホームページにより周知しておりますが、この間、平成24年度に社会福祉法人へ土地を賃貸した実績が1件あるのみで、それ以外には主だった利活用は図られていない状況になっております。これらの土地に係る年間の維持管理費は、職員人件費を除いて、平成24年度実績で約80万円を要しており、今年度、用途廃止を行いました旧桜ヶ丘団地の跡地など、今後、維持管理費は更に増加していくことが予想されます。平成22年度に実施されました定例監査におきましても、将来的に利用目的のない土地については、維持管理費などを考慮し、早期に売却するなどの検討する必要があるとのご助言をいただいておりますので、議員仰せのとおり、旧北町・西町試験地につきましては、農地として利活用されることが最も望ましいと考えておりますので、関係機関との連携の下、売却に向けて検討を進めてまいります。また、町営住宅など跡地につきましては、他の町有遊休地と比較して土地の面積が大きいことから、企業などに一括で売却することが得策であると考えておりますが、近年の経済状況を鑑みますと実現性は低いものと思われますので、宅地としての利便性を考慮の上、個人住宅用地としての活用に向けての検討も行ってまいります。今後におきましては、当該地の売却価格の設定を行うとともに、計画的に用地確定測量実施の上、町の広報紙やホームページなどを活用し、早期売却に向けて積極的に情報を発信してまいります。以上でございます。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）只今のお答えについては、町として遊休地の検討がなかなか進んでいないというご説明であります。今後どのように取り組み、活用していくのか。町としての方向性も、なかなか伝わってこない状況であります。農地においても、実態として本当に利用できるところは、旧農業試験地2か所程度なのかなと考えております。また、活用できない、全く農地として不向きであるところが、今現在、盛り土として整地もされておりますが、このようなところについて、今後どのような対処をしていくのか方向性をお聞かせいただきたいと思いますし、宅地としても近隣宅地の価格の格差が懸念されますが、宅地分譲においても、どのように利便性を進めていくのか町として、具体的に何かお考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員が申しましたとおり、私も本町のホームページを見ましたけども、遊休地の情報がわかりにくいという問題点も正直ございます。企業はもちろん、新規就農者やまたは町外からの移住を希望される方のためにも、例えば写真と共に掲載するなどして、情報詳細に伝える必要があるというふうに思いますので、今後ホームページなども考えて検討してまいりたいというふうに思っております。また、先程、行政報告でも述べましたけども、今後、旧仁木商業高等学校に北海道芸術高等学校が決まりましたけれども、今後学校側といろんな話を進めていく上でですね、住宅の件などに関しましても、活用していただけるよう、こちらでもお話していきたいなというふうに思っております。民間、また更には、民間業者などにもですね、定住促進の対応地といたしまして活用を促してまいりたいというふうに考えております。以上です。農地の方は、岩井総務課長からご説明いたします。

○議長（山下敏二） 岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男） 農地の関係でございますが、現在、本町が所有している遊休地のうち、農地として利用が見込める場所につきましては、議員仰せのとおり、旧西町試験地と旧北町試験地の2か所であります。このうち、旧北町試験地につきましては、今年に入り、複数の農業者から売却の打診がありましたが、用地内に土水路が流れており、売却にあたっては農地部分と水路部分を分筆し、農地部分のみを売却する必要性があることから、新年度に向けて用地測量を行い、売却面積の確定を行っていくこととして、予算編成をしているところでございます。また、購入当時の価格に比べて、現在の売買実例が大幅に安価になっていることから、現在、売却価格の設定を行っておりますので、単価設定ができた段階で議会の皆様にご相談申し上げたいと考えてございます。また、旧西町試験地につきましては、現在までに隣接地権者に譲渡の打診を行ってきた経緯がございますが、再度売却価格の設定を行った段階で、隣接地権者と協議を行い、購入希望がない場合は新規就農者等への売却も視野に入れ、検討を行っていきたいと考えてございます。次に、宅地分譲の関係でございますが、宅地化につきましては、定住人口の増加、税収の増など、町にとりましても大きな効果があるものと認識してございます。現在、宅地として活用が見込まれている土地といたしましては、旧若松団地の跡地やみずほ32建設用地の残地、然別団地の跡地等がございます。現在までに企業等に一括売却して宅地化していくことが得策と考えておりますが、なかなか進まない状況にあります。他町村では購入後、数年以内に住宅を建設するなど一定の条件を付して宅地として売却している例もございます。宅地化するためには、土地の区画割、道路や配水の整備、水道管の埋設等が必要なっていますので、必要経費等を算出し早期売却ができるよう調査・研究を行ってまいりたいと考えてございます。次に、公共事業用地として保有している財産でございますが、山村開発センター横や銀山中央団地横などの土地につきましては、将来的に公共事業用地としての活用が見込まれますことから、当面は現状のまま保有し、管理を行っていくと考えてございます。以上でございます。

○議長（山下敏二） 野崎君。

○1番（野崎明廣） 大変今後の見通しとして、新しい方向性を見出していただきたいと思いますし、今現在、非常に町有地活用において、活性化が図られるということにおいては、これから高齢化によって、農地がなかなか利用できないという方もこれからたくさんおられると思います。その中であっせん情報がこうつながるような感じもいたします。また、1被災地の方だと、新規就農者だと、そういう人たちに對して、仁木町に住んでもらうんだというような、対応策が何としても必要ではないかなという感じもしております。本当に被災地から農業がしたいというような情報が得られるんであれば、何としても、仁木町としても1件でもそういうような方を受け入れる体制というものが、必要ではないかなという感じもしております。また、宅地分譲においても、ゆとりのある宅地をテーマとして分譲していただければなという感じもしておりますし、10戸基準において格安な形の中を打ち出していくという方向性も必要ではないかなという感じもしております。以前にも、このような同様な質疑もされておると思いますけれども、政策調整会議等においても、利活用・処分についても早急に出していただきたいと考えております。町長として、このビジョンという中において、何かお考えがあればお伺いをしたいと思いますけれども、先程、仁木高校の跡地において、こういろいろな芸術高が入ってきた状況の中で、また、人が入ってくる宅地も活用されるんでないかというお話をいただきましたけれども、何かまた他の形の中で、町長として何か良い方法があればということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の段階では、先程、私が答弁申し上げましたとおり、すぐにできる利活用方法としては、先程申し上げましたけれども、今後更に活用していただけるような環境整備というものを、行政としても整えていきたいというふうに思いますし、それよりもやはり情報という部分で強く発信して、外部の方々に仁木町の情報というものを詳細に、そして、わかりやすく伝えることが最も大事なことだというふうに思いますので、今後そういうところにも、取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）大変ありがとうございます。只今の町長の方向性をお聞きいたしまして、こうぜひとも新しい発想のもとで、実現していただければという期待をしております。これをもちまして、私の質疑は終了させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山下敏二）次に、『交通空白地域における生活交通の確保について』以上1件について、住吉議員の発言を許します。住吉君。

○2番（住吉英子）近年、高齢化の進行や人口の減少等の社会情勢に伴い、買い物、医療、交通といった日常生活に不可欠な生活インフラが弱体化した地域が多くなっており、このような地域で食料品等の買い物が困難な状況に置かれている買い物弱者は、高齢者を中心に問題となってきています。農林水産省（農林水産政策研究所）がまとめた食料品アクセスマップによると、スーパーなどの生鮮食品店までの距離が500m以上あって、自動車を持たない人の数は全国で910万人（7.1%）となっており、そのうち高齢者は350万人（13.5%）で、北海道においては人口の約1割に達しています。住民の意識調査の結果、店舗まで500m以上かかる徒歩での買い物に不便を感じる等、こうした方への支援対策の取り組みを課題としていますが、全国各地でコミュニティバスや乗り合いタクシーによる交通支援など、先進的な取り組みが行われていることも事実です。10月3日、総務経済常任委員会研修視察において、栃木県茂木町のデマンド交通事業について、担当課の職員よりわかりやすい説明をいただきました。2年間の実証実験運行の準備期間を経て、今年10月1日より正式運行されたとのことでした。茂木町では、ドアツードア方式を採用し、電話で事前に予約を行い、それに応じて目的地の玄関口まで乗客を乗り合いタクシーにて送迎するシステムとなっています。町の公共交通を誰もが平等にサービスを享受でき、安全で安心な地域に最適な手段として、利用できる環境づくりを目指す取り組みの必要性を実感しました。町長は、「本町は高齢化が深刻になってきており、町内会などと連携して心が通うサービスの実現を目指す。更に、町民の皆様との対話やコミュニケーションに努め、いろいろな角度からご意見をいただきながら、10年後、20年後のビジョンを描いたまちづくりを進めるため、知恵を絞って全力で取り組む」との所信表明をしました。本町においても、路線バスの通らない交通空白地域の高齢者や障がい者をはじめ、地域住民の買い物や通院等の不便さを解消していく対策が早急に必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。また、過疎集落等自立再生緊急対策事業における生活交通の実証実験事業について、その後の経過等を併せてお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）『交通空白地域における生活交通の確保について』の質問にお答えいたします。

1点目の「本町においても路線バスの通らない交通空白地域の高齢者や障がい者をはじめ、地域住民の買い物や通院等の不便さを解消していく対策が早急に必要と考えますが、町長の見解をお伺いします」に

ついてであります。私の所信表明で申しましたように、本町は高齢化が深刻になってきており、町内会などと連携して、心が通うサービスの実現を目指していきたいと考えております。特に、議員ご指摘のとおり、交通弱者と呼ばれる交通手段を持たない方や公共交通機関の利用が困難な地域にお住まいの方などの日々の生活を維持するための対策は、早急講じていく必要があると考えます。一方、今年2月から3月にかけて要援護者の地域支援者や消防団員に行ったアンケートでは、新たなサービス創設に伴う負担に関して、賛否が半々であるなど、自家用車を利用できる方はサービスを利用しないことも対策として難しいところであります。しかしながら、町といたしましては、既に俱知安町やニセコ町で導入されているコミュニティバスやデマンドバスの導入後の経過を含めた情報収集を行っているところであります。まずは利用ニーズとコスト、運営方法を慎重に検討するとともに、やはり町民の皆様との対話やワークショップなどを通じ、交通弱者対策への合意形成を図っていかなければならぬと考えております。

2点目の「過疎集落等自立再生緊急対策事業における生活交通の実証実験事業の経過等」について申し上げます。本年1月に総務省自治行政局過疎対策室から募集のあった平成24年度補正予算に係る過疎集落等自立再生緊急対策事業に対し、実施計画書を提出いたしました。事業内容につきましては、仁木町内を銀山、大江及び仁木地区の3つに生活圏を分け、各JR駅の拡充支援や集落拠点整備を行うとともに、生活交通・見守り実証実験を踏まえ、中長期的な集落機能の維持・交流機能強化を図るという総合的な対策のための計画を策定し、3地区での総事業費を4989万8000円として提出いたしましたが、本年4月の選考の結果、残念ながら不採択となったものであります。しかしながら、この事業計画で示した事業の考え方については、引き続き検討していく考えであります。銀山地区で今後展開する国土交通省の克雪体制支援調査事業では、地元有志による銀山地域づくり研究会が中心となり、住民の皆さんとのワークショップを開催する予定であり、この中でも移動支援や買い物支援に関する地域の声をお聞きかせいただくこととしております。いずれにいたしましても、他の地域を含めた仁木町全体の移動支援について検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）今答弁いただきました中から、詳細について聞いていきたいと思いますけれども、今年2月から3月にかけて、要援護者の地域支援者や消防団員に行ったアンケートとは、どのような内容だったのでしょうか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の点に関しましては、鈴木課長の方からご説明申し上げます。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問について、お答え申し上げます。平成24年度におきまして、移動支援等に関するアンケート調査を一部学習会、研修会等でですね、実証させていただいたところでござります。実施につきましては、平成24年度の災害時要援護者、地域支援者の学習会が本年3月5日に開催されておりまして、その学習会参加者を対象に37名で、まず1回目行っております。2回目といたしまして、同年3月10日に行われました仁木消防団の教育訓練でございます防災講習の参加者52名に対して行っているものでございまして、合わせて89名の地域にそれていらっしゃる方たちを対象に行ったものでございます。内容といたしましては、移動支援等に関するアンケートということで、それぞれ今、地元で、特に地元にいらっしゃいます高齢者の皆さん方の移動支援についての設問に対するお答えを地域にいらっしゃ

る支援者となりうる人たちからの声として、お聞きしたものでございます。その中で取り上げているものとしていたしましては、支援者であるあなた自身が、どのくらいの割合でまず、交通手段をどうしているかということでございますけれども、ほとんどの方が自家用車を使用しているということでございます。その中で、買い物の関係につきましては、地域に共同購入の車が来ているので利用していることにもなっているということ、また、路線バスのバス停まで遠い方がいらっしゃるので、不便を感じているのではないかというような意見もございました。あと、町の方ではですね、社会福祉協議会に委託をいたしまして、外出支援サービスを行っているわけでございますが、それについて、また路線バスといたしまして、余市駅前から尾根内間を中央バスさんに生活バスということで、運行をしていただいております。その中で、利用負担について、聞いていることがございます。そのバス等のですね、あるいは外出支援サービスの利用負担について、同地域の支援者となりうる皆さんにお考えなのかについて質問をしたところでございますが、利用負担については現行でいいというのが89名中35名、利用負担が増えても新しいサービスの導入が必要というお答えの方が37名ということで、ほぼ半々であったということでございます。また、その中の意見といたしましては、町内にハイヤーがある関係で、社協で行っている外出支援との関係を考えていく必要ではないかということ、また、バス社協等のですね、取り扱いについては民間で行っていただくような方策を考えることも必要ではないかというようなことが出されておりました。その他、コミュニティバスとデマンドバスについても、地域の支援者である方たちに聞いておりますけれども、その中では、高齢化を考えると導入の検討が必要ということで89名中69名の方がお答えになっているということでございます。また、その中の現状といたしましては、銀山地区の方は、各自で乗り合わせをしながら買い物に行っている実態があるということが出されております。また、冬期間、駅やバス停まで、自宅から距離があるので大変だというといった声も出されているところでございます。その他、路線バスのバス停まで出るのが大変で、区域内でデマンドバスのようなものがあれば良いというようなお答えも中にはございます。ただ、財政的なことについても、ご指摘をいたしているご意見がございまして、そういった財政負担についても十分検討すべきではないかというようなそういうご意見が寄せられているところでございます。以上、本年3月に行いました一部ではございますが、アンケート調査の結果について、ご報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）今の内容は大体把握いたしました。デマンドですとかコミバスが、89名中69名が高齢化のために必要ではないかという回答をいただいたということで、本当に本町はマイカーが唯一の交通手段という地域も多いですよね。高齢者はいつまでも運転をできるわけではなく、通院ですとか買い物など、生活の不安が高まって住み慣れた地域をやむなく転居しなければならないというそういう例も現状ではあると考えます。そういう中で、そういう今、地域支援者、消防団員にそういう講習に来た方のアンケートでしたが、早い段階での高齢者など、交通弱者への現状ですとか、このニーズの把握のアンケートも必要かと考えますが、そのアンケートについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今住吉議員が申しますとおり、今後その点に関しましても、町として検討してまいりたいというふうに思っております。そして、議員の皆さんのが、先般、栃木県の茂木町に視察に行かれたという話もお伺いしておりますので、議員の皆様方やそして近くの近隣のニセコ町や俱知安町のそういう

う情報も踏まえながら、今後この町にとってふさわしいかというものを適しているものがあるのかというものを検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）今の俱知安町、ニセコで導入ですか経過の情報収集をされているということで答弁をいただいております。道内でもこのコミュニティバスですか乗り合いタクシーは69市町村で運行されております。また、全国でも、現在246の自治体が支援事業に取り組んでいるところであります。ですから、俱知安、ニセコにだけではなく、今要望のありました富良野コミュニティカーですか、それから当別コミュニティバスですか、まあそういう先駆的な部分、茂木町もすばらしい内容の乗り合いタクシーでしたけれども、そういう各市町村の内容もですね、調査・研究されて、本町に取り入れていっていただきたいと思います。

次、2点目なんんですけど、過疎事業の先程ありました、過疎集落等自立再生緊急対策事業の計画を提出をされたんですけれども、不採択だったということで、この不採択のその理由ですね、これをこの実証実験の事業を、やはり地域によっては、住民が待ち望んでいるところもあったかと思いますので、どのような理由ですね、不採択の理由がもしわかるようでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の件に関しまして、鈴木企画課長の方からご説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問についてお答えいたしたいと思います。

平成25年の1月に平成25年度予算の国の補正予算の中で、過疎集落等自立再生緊急対策事業についての募集がございました。これにつきましては、全国で15億円の予算を計上いたしまして、全国で30か所を採択していくというものでございまして、1事業5000万円を限度に実施するということで、仁木町といたしましても、全域を対象とし仁木地区、大江・然別地区、銀山地区の3つに分けながら各地域集落を、駅を核とした計画ということで出させていただきました。その結果、4月に入りました、仁木町においては不採択だったという報告を受け、後志管内では喜茂別町が唯一採択されたという報告を受けたところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）それじゃあ、なぜ不採択だったのかという理由は国の方からはなかったんでしょうか。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の質問についてでございますが、理由については、こちらの方まで説明は受けておりません。不採択だったという報告のみ、振興局を通じましていただいたところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）2点目ですね、銀山地域づくり研究会というところが出てきますけれども、これはメンバーの構成ですかとか、どのような内容で行われるのか教えていただきたいと思います。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の件でございますが、本年に補正予算で予算を計上させていただいたおりに

ご説明いたしましたけれども、国土交通省の克雪体制に関する調査事業を仁木町の方で行っているということでございます。それをもとにですね、仁木町内において雪が多い地区ということで、雪処理の関係でございますので、銀山地区をモデル地区として事業を今進めているところでございます。先月11月27日に銀山地区の各町内会長、あるいは銀山地区にございます団体の方々に入っていただきまして、この銀山地域づくり研究会を設立していただいたところでございます。このあと、銀山地区における除雪体制の関係について、一斉除雪の日を決めまして実施していくことについての協議を進めていくことと合わせまして、小樽商科大学の協力をいただきながら、地区における課題だとかをですね、探るべく、12月9日から12日にかけまして、小樽商科大学の学生さんを中心に、銀山地区において全戸のアンケート調査を実施したところでございます。その結果等についてですね、本日、銀山地区において、第2回目の研究会を開催し、小樽商科大学からのアンケートの調査結果並びに今後の進め方について、協議することとなってございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）最初の方の町長の答弁で、再度聞きたいと思いますけれども、町内会などと連携して、心が通うサービスの実現とおっしゃっております。本当に仁木町の、本町の仁木町の10年後のビジョンとして、具体的にどのような事業を計画されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後、本町に限らずどこの地域でも、高齢化や人口減少が深刻化しているのは事実であります。それに伴い、生活インフラが弱体化している地域が多く、本町においても路線バスの問題は今後無視できない問題だというふうに私も考えております。非効率化を解消し、町民の利便性を備えるシステムに転換を図っていかなければならぬと考えておりますけれども、一方でコストの面を見ると非常に今の段階では難しい問題があります。採算を考えますと、町の負担となるべくかけずに、多くの町民に利用していただけるの交通手段の構築を目指す上でもですね、先程も申し上げましたけれども、様々な実証実験のある参考などにして、今後いろいろ調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。そして、私は考えるに、例えデマンドバス、コミュニティバス、または路線バスが継続しそうが、利用者が減ることによって運営も難しくなります。多く住民の皆さんに利用していただくような交通システムの構築や整備を図ることも大事ですか、バスを利用してもらえる、そのような環境整備も私は整えなければいけないというふうに考えております。私が目指す心が通うサービスというのはですね、一方的なものではなく、双方の理解があってこそ成立するものだというふうに考えておりますので、町民の皆さんにその点をご理解していただきながら、今後、ご協力していただけるためにも、対応する機会をつくってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）まずあの本当に、これは早く実現しなければ、高齢化が進んでおりますので、仁木町全体でどこに住んでいても、誰もが利用できる生活交通の確保の実現、また地域住民が安心して元気に暮らせる町づくり等地域住民のニーズに合わせた対策の推進を強く要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（山下敏二）続いて、『定住自立圏構想のその後について』、『地域での子育て支援について』以上2件について、上村議員の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）『定住自立圏構想のその後について』お聞きします。

平成22年4月に小樽市を中心市とした北シリベシ定住自立圏形成協議協定を締結し、その後、定住自立圏共生ビジョンが策定されました。共生ビジョンは5年間として、医療や福祉、交通など定住に必要な生活機能の確保、充実に努めるとともに、産業振興を通じて、自立に必要な経済基盤の整備を促進し、圏域全体の活性化や利便性の向上を図るために推進するとつくれましたが、その後の経過として、何か進展はあるのでしょうか。また、道では、国に対しての財政支援措置の充実を要望していますが、構想の枠組みでは、要件を満たす中心市に投資を集中し、中心市に協定を結んだ周辺の小規模自治体が中心市のサービス施設等を利用するというものです。この定住自立圏構想で今まで中心市に予算付けされたものはあるのでしょうか。私は、中心市小樽は観光都市として、歴史と文化が息づく健康、賑わい、協働の町のスローガンのもと、呼び込んだ観光客がその延長線上として、本町の観光につなげられたらと思っていましたが、今小樽市では、カジノ誘致によって経済効果が生まれるなどというバラ色の話が出ています。私は、後志の玄関口でもある小樽市にカジノを誘致してほしくないと思っていますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、上村議員からの『定住自立圏構想のその後について』の質問にお答えいたします。1点目の「その後の経過として何か進展はあるのでしょうか」についてであります。平成22年4月1日に北シリベシ定住自立圏形成協定を締結した後、圏域全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や連携して実施する施策など、具体的な取り組みを計画する「北シリベシ定住自立圏共生ビジョン」を策定しております。具体的な取り組みの実施状況に応じて、毎年ビジョンを修正しているところであります。本町といましても、このビジョンに掲載している事業を基に、年間1000万円の特別交付税が措置されております。2点目の「今まで中心市に予算付けされたものはあるのでしょうか」について申し上げます。中心市である小樽市は、平成23年度に定住自立圏地域創造力高度化調査事業が、総務省から採択されたところであります。この事業は、圏域市町村それぞれの基幹産業の融合を図り、交流人口を拡大させることにより、圏域全体の経済の活性化を図ることを目標としたもので、北後志直売所ガイドブックの作成等の農商工連携及び6次産業化推進事業、移住促進パンフレットの作成等の移住促進事業、東アジア圏観光客誘致事業等の広域観光プロモーション事業を実施し、本町も本事業に参加、協力してまいりました。このほか、本年7月にJR手稲駅あいくるを活用し、北後志各自治体におけるイベントのPRや農産品等の物販を通じて、札幌圏の住民にPRする事業の実施や小樽市から市民センター、文学館、美術館、総合体育馆等の公共施設の利用案内及びイベント、市民大学講座や各種講演会などの総合的な情報が本町に提供されており、町民に周知しているところであります。3点目の「小樽市にカジノ誘致してほしくないと思っていますが、町長の見解をお伺いします」につきましては、私も情報としては聞き及んでおりますが、現在のところは推移を見極めていきたいとの立場でございます。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）1点目の年間1000万円の特別交付税措置は、仁木町に対してでしょうか。前に説明いただいたときには、こういう予算措置というのは、聞いていなかったのですが、これは締結しただけで毎年交付税として入ってくるんでしょうか。2点目ですが、私も勉強不足で移住促進パンフレットや公益観光プロモーション事業など知りませんでした。共生ビジョンをつくるときだけでなく、委員会などでその過程についても、ぜひ知らせて欲しかったと思いますが、この会議は、年何回ぐらい開かれているので

しょうか。お聞きします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今のご質問に関しまして、鈴木企画課長の方からご説明申し上げます。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の質問について、お答え申し上げます。まず、1点目の定住自立圏に関しまして、年間1000万の特別交付税の措置でございますが、これは本町に交付される額でございます。それぞれ定住自立圏の推進に関する経費の調べというものがございまして、包括的な財政措置ということで、北シリベシ定住自立圏の中で、これに入ることによって本町に措置されるものでございますが、仁木町いたしましては、毎年度実施している関係事業をこの事業として申請することにより、1000万円の特別交付税の措置をされているというものです。2点目の質問でございますが、定住自立圏に関する担当者の課長会議が毎年、年度当初にございます。更には、各分野ごとにですね、北シリベシ定住自立圏で行っている、例えば商工観光の担当課長会議だとか、そういうことがございまして事業を進めているという状況でございます。パンフレットにつきましても、仁木町におきましては、直売場のガイドブック等をですね、作成して発行しているものでございます。また、全体といたしましては関係の、例えば観光についてのですね、パンフレットを作り、各町村にも配布されておりまますし、小樽市の各観光に関する案内所等にも設置しているというふうに聞いているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）この移住促進パンフレットの中には、仁木町のことも詳しく載っているんでしょうか。また、手稲駅でイベント等があったようですが、仁木町の品物なんかもこれに参加しているんでしょうか。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）移住に関しての質問でございますが、圏域全体としての取り進めということで、その中に仁木町としてもですね、移住の窓口だとか、あるいは新規就農に関するような情報を提供しているところでございます。また、本年7月に行いました手稲駅でのイベントでございますが、7月の17、18の2日、手稲駅内にございます交流スペース「あいくる」というスペースでございますが、そちらの方で小樽市を含む北後志6市町村の担当者、並びに観光協会を含めた観光関係者が手稲駅をご利用されている札幌市民の皆さんを中心に、圏域全体の各町村のPR活動、更には物販等を提供しているところでございます。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）3点目ですけれども、このカジノ問題の推移を見極めていきたいという町長の見解ですけれども、なぜ日本では、賭博が刑法で禁じられているかを第一に考えなければなりません。ギャンブルは犯罪を生み、暴力団との癒着やカジノ依存症の発症や多重債務など人々の生活を破壊したりするものだからこそ、長い歴史を経て禁止になったのです。それを今なぜ急いで解禁する必要があるのでしょうか。そもそも、賭博で経済を活性化しようということ自体不健全だと思います。小樽は定住自立圏でも中心市ですし、仁木町から高校もなくなり、小樽の高校に通う子も増えました。病院でも買い物でも中心市の役割も多く、運河や雪あかりの町としても多くのボランティアが町づくりに携わっています。韓国やマカオでは、カジノが自国民に解禁され、マフィアや売春、闇金が蔓延り、多重債務者の増加、ギャンブル

依存症による一家離散などの悲劇が多数発生し、一大社会問題となっています。様々な規制にも関わらず、これがカジノ解禁の現実です。しかし今、日本中がカジノ誘致に夢を描くのかわかりません。現在の日本はギャンブル大国なんです。世界のギャンブルマシンの60%が日本で稼働し、1万件以上のパチンコ店があり、年間売上が20兆円のパチンコ産業です。500万人の人々がこのギャンブル依存症になっていると言われます。依存症は本人の意思ではコントロールできません。そこで、カジノ解禁に便乗して、パチンコ換金を合法化しようとパチンコ業界もこれを狙っているんです。町長もそのところを十分理解していただいて、うちの町のあり方として考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、議員が申しましたとおりですね、カジノに関しましては、メリット、デメリット、今いろいろ懸念されている部分がございます。先般、超党派の国会議員によりカジノ合法化法案が臨時国会会期末ですね、提出されましたけども、国会議員の中でも慎重論を唱える人がおります。この件に関しましては、これから国の動向を見ながら、自分なりに判断してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）小樽市議会では、住民の合意が得られない場合は、撤退せざるを得ないとも答えてるので、これから世論が鍵となると思います。うちの町も芸術高校など進出してくるという朗報が入っておりますので、やはりそのところも十分にこう考えてほしいと思います。定住自立圏ビジョンも26年度までなので、からのビジョンづくりには、対等、平等の自治体間の役割分担を果たしてほしいと思います。また、こういうせっかくのPR場所があるので、これをを利用して仁木町もこの定住自立圏のビジョンにどんどん参加してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）定住自立圏構想、自立圏構想の一環ですね、私も今年に入りまして、北後志広域インバウンド推進協議会が企画したインバウンドプロモーション活動というものに参加してまいりました。9月には、小樽の地でスポーツツーリズム推進事業として、中国や台湾、タイの旅行関係者やメディア関係者と交流を深めてですね、北後志の魅力を訴えてまいりました。また、要望や助言などもいただき、今後の課題というものも見えてきたところであります。来年は、タイのプロモーション事業として、小樽・北後志のキャンペーンを実施するにあたりですね、私も自ら参加して、本町の宣伝だけではなくですね、この定住自立圏構想というものの内部というものを、私の目で見て感じ取っていきたいというふうに思っております。そのような点も含めてですね、今後、小樽に観光客が今、海外から来ておりますけれども、本町に観光をつなげることができれば、本町にある観光農園の活性化にもつながると思いますので、今後そのような点をいろいろ検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）ぜひ、よろしくお願ひいたします。

続きまして、『地域の子育て支援について』お伺いします。

私は昨年、保育所のあり方について質問しましたが、23名もの本町児童が余市町内の幼稚園に通っている事実に心配しています。本町に幼稚園があれば、地域で子育てすることができますし、幼稚園の就園奨励制度も利用できると思います。今、政府では、子ども・子育て会議が開かれ、新制度によって問題点も

出ていますが、本町は既に保育所も民営化されており、認定こども園として、幼保連携型にできないのかどうか、お伺いいたします。また、地方版子ども・子育て会議の設置は努力義務ですが、自治体の子育て施策に反映させるためにも、父母や保育現場の関係者など、幅広い人材で設置できないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の上村議員からの『地域での子育て支援について』の質問にお答えいたします。

1点目の「認定こども園として幼保連携型にできないのかどうか」についてでありますと、現在、文部科学省と厚生労働省において認定こども園の概要が出されております。概要としての認定こども園とは、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能として、保護者が働いているいないに関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能を有すること、次に、地域における子育て支援を行う機能として、全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供を行う機能を有することが、認定基準を満たす施設となり、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。この中で幼保連携型についてでありますと、これには認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすものでありますと、本町において認可幼稚園はなく、認可保育所はよいち福祉会が運営しております「にき保育園」だけでございます。このため、幼保連携型ではなく保育所型となりますと、認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園の認定を受けることができます。現在、市町村子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査を実施しておりますので、今後、認定こども園による保育等の利用希望等を把握した上で、よいち福祉会と協議してまいりたいと思います。2点目の「地方版子ども・子育て会議」の設置について申し上げます。平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、平成27年度の施行に向け、現在、平成26年度中に策定することとされている市町村子ども・子育て支援事業計画へ反映させることを目的とした保護者の保育等の利用希望を把握するため、ニーズ調査を行っています。明年1月を目指として、子ども・子育て支援事業に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子どもの保護者等、子ども・子育て支援に係る当事者から、広く意見を徴収することを目的として、「(仮称) 仁木町子ども・子育て会議」を設置する予定としております。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）1点目の幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園の認定を受けることができると言われましたが、保育所と幼稚園では保育料が違います。その点について、わかりますでしょうか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問に関しましては、門脇住民課長からご説明申し上げます。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今のご質問でありますけれども、議員の仰せのとおり、保育所、それから幼稚園の場合については料金体系が変わっております。この場合についてはあの今、町長の方から答弁申しましたとおり、仁木町内におきまして、幼稚園認定の幼稚園っていうのはございません。この中で、あの認定こども園というものがまず前段でありますと、これを認められることの内容として、まず第一に幼保連携型というございます。その他に幼稚園型、保育所型、地方裁量型というこの4つのタイプがございます。仁木町の場合につきましては、今言いましたように幼稚園はございませんので、保育所型という形に

なってまいります。ただ、ここに幼稚園的な機能を備えることが必要となってまいりますので、この部分については、現在例えば保育園に、保育運営にいたしましても、正職員につきましては、全員幼稚園の先生の資格を持っておりますし、また、保育士の資格も持っておりまます。こういう部分で、保育所型という形をとりまして、料金については、保育所型となりますけれども、実際には中身といたしましては、0歳児から2歳児までは保育所の体系となり、また3歳児から5歳児までについては幼稚園の形を取り入れながらですね、進めていくというような形の部分で、保育所型という部分で仁木町の方では考えております。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）この幼稚園的な機能を求める人もいるかと思うんですけれども、どうして余市の幼稚園に通わすのかっていう問題は、保育料の問題が一番に挙げられるんです。やはり、夫婦で働いている人たちが、4万、5万という保育料は、あの夫婦で働いていれば良いじゃないかって言いますけれども、幼稚園だと2万円、それに奨励制度が付くともっと安くなります。やっぱり子育てにあの2万程度っていうか、そのぐらいが手一杯なんですよね。それでその次に、こう仕事を持っていない親でも預けられるから幼稚園に通わすとか、それから町場と違って子育てする環境が、子どもの数が少ないということもあって、幼稚園、保育所に通わせると思うんですけども、この保育料が同じなら、ちょっと幼稚園的な機能を備えるだけでは、私はあまりお母さん方の要求を聞くことができないのかなっていうふうに思われます。それで、2点目の子ども・子育て会議の設置を予定しているということなのでね、ぜひ地域の父母とか、保育士さんから意見を聞いて、その計画がつくられるようにお願ひいたしたいと思います。国からの補助金制度も変わって、これまで、次世代育成支援対策推進法に根拠を置く現行子育て支援交付金は2014年度で廃止されます。13の事業計画に基づいて一括交付金として支給されることになりますのでね、その事業内容がこの子育て会議の重要なポイントとなると思いますので、やはりあのお母さん方の要求を、切実な要求を聞いて事業内容をぜひ図ってほしいなっていうふうに思いますけれども、その条例化というのは今回出ていませんけれども、これは3月になるんでしょうか。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）それでは、あの先程町長の方からの答弁にありましたように、仮称でありますけれども仁木町子ども・子育て会議というものを設置いたします。本定例会でも、予算の方は計上させていただいております。そして、各子どもを保育、保育って言いますかあります各家庭の方にですね、今回子ども・子育て支援事業計画の策定のためのアンケート調査を行っております。この分につきましては、就学前の児童のいる世帯、それから小学生のいる世帯を対象といたしまして、2種類のものを出しております。この部分をもとにいたしまして、会議を開催して広く皆様からいただいた意見、それからまたあの実務されている方であるとか、それから例えば委員の中におきましては、民生児童委員でありますとか、教育委員会委員の方でありますとか、それから保育に携わっている方、それから小学校の業務に係わっている方、そういう部分ですね、広く人選をして、約10名程度の部分で考えております。それで、条例の部分についてでありますけれども、この分については、実はあの地方版の子ども・子育て会議についてということで、平成25年4月10日に厚生労働省の方から公表されている部分があるんですが、これに基づいて条例を根拠に設置するということで、審議会その他の合議制の機関のほか、規則、要綱、申し合わせ事項等を根拠とした会議についても、可能であるということが出されておりまして、条例の制定ではなくて、

仁木町におきましては、要綱を基にしながらですね、補完をしながらこれをつくり上げていくということで今のところ考えて進めていくということでやっております。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）今の10名程度の中でね、やはりこう生の声はアンケート調査でっていうことですけれども、やはりその中に公募、一般町民から公募して欲しいと思うんですよね。要求しているお母さんはたくさんいると思うんですけども、やはりその会議の中で意見を述べてその中身を良くしていく、作る側だけじゃなくてね、やはり預ける側のお母さん方の声っていうのも、ぜひ聞いて欲しいと思います。余市では、12月で条例制定したと聞いたものですから、うちでもそうなのかなと思ったんですけども、それでは、要綱で1月からその会議をやっていくということなんですね。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）今、議員から申されたとおりの内容でございます。ただし、あのこの10名というのは、まだ決定されておりませんので、当然今のお話の中もですね、重々検討させていただきまして、町長、その他関係者の部分でですね、相談をさせていただいて、委員の方は決定して進めていきたいということで思っております。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）それでは、以上で終わりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）暫定休憩します。

**休憩 午後 0時02分**

**再開 午後 1時00分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第9『一般質問』の議事を続けます。

一般質問『仁木町活性化のためのビジョンについて』、『仁木町のシンボルについて』、『再生可能エネルギー資源の活用について』以上3件について、大野議員の発言を許します。大野君。

○5番（大野雅義）『仁木町の活性化のためのビジョンについて』お伺いいたします。

佐藤町長が5月に就任されてから半年が経過しましたが、この間、副町長も選任され、これからまちづくりのため、日々調査研究を重ね、仁木町の活性化に向け邁進されていることだと思います。ご存じのとおり、仁木町は農業中心のまちであります。しかし、農業取り巻く情勢は全国的にも大変厳しい状況に置かれており、仁木町も例外ではありません。佐藤町長は、これまでの定例会や委員会などにおける質疑で、仁木町の農業情勢については十分ご理解されていることだと思います。今後、農業政策をはじめとする仁木町の活性化のビジョンについてお伺いいたします。本定例会が行われております12月は新年度予算編成の時期でもございますが、佐藤町長は来年度、平成26年度どのような事業計画し、仁木町の農業の活性化を推進していくのか、具体的な内容についてお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、大野議員からの『仁木町活性化のためのビジョンについて』の質問にお答えいたします。1点目の「農業政策はじめとする仁木町活性化のためのビジョン」についてでありますが、本町は農業の町であり、農業の発展なくして町の経済が成り立たないことは言うまでもありません。農業

が強くななければ、商業も観光も成り立ちません。農業・農村をめぐる状況が刻々と変化する中、本町が誇る果樹、トマト、米等の特産品を武器に攻めの農業を基本的な考え方として、農業所得の倍増を目指してまいりたいと考えております。2点目の「来年度（平成26年度）どのような事業を計画し、仁木町農業の活性化を推進していくのか」具体的な内容について申し上げます。平成22年度からそれぞれ2か年事業で実施いたしました。野菜ハウス導入事業及び水稻育苗・花卉ハウス導入事業の実績を踏まえ、更なる施設化の促進に向けた支援につきまして、計画しているところであります。更には、桜桃の安定生産に向けた桜桃結実促進事業につきましては、道や関係機関との連携の下、取り組みを強化して実施するほか、ブランド産地確立事業におきましても仁木町農産物の認知度向上や輸出による販路拡大、農産物を活用した商品開発等の6次産業化の取り組みの促進、農業者自らが農産物を販売できる環境づくりに向けて検討してまいります。いずれにいたしましても、農業関係者のご意見を参考にさせていただきながら、平成26年度予算に反映していきたいと考えております。以上でございます。

○町長（佐藤聖一郎） 大野君。

○5番（大野雅義） 町長、答弁ありがとうございます。まず最初に、この問題につきましては、ハウス導入についてですけれども、これについては、町長も今答弁されたとおり、更なる施設化の促進ということを支援したいということですけれども、これは前町長からもこの事業については、非常に検討されまして実績を得ております。そのためにもなりますけれども、結局はそのそういう導入することによりまして、トマトづくりについては、皆さんご存知のとおりトマトの生産については、非常なその今までにないその売上をしているということで、この事業については、これからもしていくというそういうことの考えもいただきました。で、これももうご存知でしょうが、皆様そのトマトについてはミニトマトで、仁木の方については、農協のトマト組合については、14億6100万と。また、トマトもアイコの会については、2億8950万という売上で、最高の売上をしているところでございます。また、その他に各出荷組合とか団体がありまして、それも含めまして、大玉も含めまして、仁木のトマトのそれにつきましては、20数億というトマトの生産がなされているんではないかというふうに思います。それにつきましては、非常に嬉しいことなんですけれども、ただその他の果物、例えばサクランボ、リンゴ、ブドウ、その他につきましても、非常にその最近は価格の低迷ということで、面積も農家の手取りもだんだん少なくなっていると、そういう中で作付面積もだんだんと減ってきているということもありますので、ぜひこの辺についても、今後新たなその事業展開も必要でないかというふうに思います。まず最初に、その桜桃の結実促進事業についても、これは昨年からもいろいろ協議はしているところでございますけれども、これについては、菜種の花を植えて、休遊地か何かそういうところに植えて、そのマメコバチの増殖をやっていこうという事業もあります。ですけれども、その例えは、その花粉は集めてハチは多くなると思うんですけれども、その花粉を集めておく巣、巣ですね、葦の巣、この事業がまだ全然話されていない。このことについては、その巣がなければ増えていかないと思うんですよ。だから、そのことについても、以前我々もこの事業については個人的にですけれども、どんどんその地区ごとにやっぱりその葦をとって、その巣を増やしていこうという事業までやったんですけども、これがちょっと見えてきていないんで、この辺も一つ町長含めて、これとミツバチの増殖と併せて、それを増やすための、このことの事業もぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。それと、まずは、前回のその町長と議長が台湾のレセプションに行って、札幌ですね、ここは、いろいろその友好を深めてきたというふうに聞いておりますけれども、例えば、このことに

ついても、これも前回も台湾の方から、いろんな大使が来ましてですね、観光のこといろいろ協議していただいております。ですけれども、その町長も議長もこういう会議にも出たんだけれども、その後ですね、台湾なら台湾で良いんですけども、それがどうなっていったのか、その経過、またはそれについての、町長も言うようにね、一層の関係もということもあるんですけども、今、当面一番近くされているのは行き来ができるわけですね、コンタクト取れているわけですよね、ですから、そこをどう利用していくのか、仁木町としてどうしていくのかという、ここをまず聞きたいと思います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、大野議員から申されましたけれども、先般私と議長で台湾のレセプションにも参加させていただきました。すぐにそこでこれから我々の施策というものを訴えるということよりもですね、まずははじめに我々とのつながりというものを築いていっていただきながら、それから我々が描く施策などをですね、訴えていかに協力していただけるかっていう道筋をこれ今作っている最中であります、今すぐにどう結果出るということではございません。先程の質問にもございましたけれども、私も議員のご意見同様、果樹の衰退というのも懸念しているところであります。このまま果樹生産量がですね、減少し、果樹農家が成り立たなくなってしまいましては、この町の大事な武器を失いかねないと。特に近年、若い世代の果物離れというのが非常に加速しているという、そういう全国的にそういう傾向にある中でですね、仁木町の果物の美味しさをより広く認知していただくためにも、今後、道内のみならず、全国または世界に向けて発信していきたいというふうに私、強く思っていますので、その過程として、前回の台湾とのつながり、または来年私がタイの、先程申し上げましたけれども、タイに行ってアピールしてくる、そういう過程の中でつながりをつくって宣伝してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）この輸出についてはですね、全道のみならず、全国がいち早く、そういうつながりを求めて、いろんな運動をしていると思います。最近では、ごく何日か前のNHKのテレビですね、その放映されていましたけれども、この方については、伊達の住民だそうです。そこは、北京の旦那さんで、奥さんが日本人で、それでそこでどこか北海道の果物をその北京に送ってみたいということで、いろいろ探した所が近くに壮瞥町にリンゴ作りがあって、そこへ行って、そのもぎ取りから何から全てその写真に撮って、それを送って、その荷物と一緒に送って、そして非常に送った方も送られた方も非常に喜んでいます、こんな品物が北海道にあるのかということでその知人に皆知らせていましたと。要するにそのそういうその大きなことなく、そういう近いところから広げていく、口コミでその地区のその産物を広げていくということだって、輸出の一つの方法でないかと。今の時代はいろんなその宅配業務の方が活発になっていまして、そういうことができる時代です。このことについては、やっぱりNHKさんまでがソウルの取材をして、その放映していたということもあります。ぜひ、その着眼点は今町長もおっしゃいましたとおり、そのせっかく仁木町がそういうつながりを持てるんだったら、いち早く、いち早くやっていく必要があるんではないかというように思っております、これは一つの例ですね。それと例えば、東南アジアと、もう一つ仁木町にこういう人もおります。リンゴです、これも。ロシアの方に送っています。これは、個人的にやっています。これはある程度、大きなことなんですけれども、リンゴを送って、そのものが、仁木町にこのものがこんなにあるのかいということで、ぜひあるものはみんな送ってくれという人も

いるそうです。ところが、例えばこれはまだ決定してないんすけれども、例えば農協さんに行って、仁木町のリンゴをそういうふうにしたいんだけれどもどうですかと投げたら、「いや、ぜんぜん物がないんです」と言うことで、それがそのままになっていると。お客様の方は要するにあれば、いくらでも送ってほしいと言うことで、他の地区のその管内の輸出については、良い物を送ってくれというところもあれば、例えばここみたいに、ロシアみたいに「いや、混ざっていても良いんですけど。価格さえ合えばそれで良いです。ぜひ送ってください」ということもあるということは、残念ながらそこまで行っていないと。だけどもそれを今、広げていこうという人もおります。この方は、道の果樹の方の関係の人、トップみたいな、誰これとは言わないけれども、トップだそうです。そういうもありますんで、ぜひ仁木町もその果物にも力を入れて欲しいなというようなこともあります。その他いろいろあるんですけども、同僚議員で6次化の話、いろいろ話、今までありました。それもしていかなきゃいけないんですけども、ぜひ早くですね、こういうことについても、せっかくつながりが持てるっていうんだったら、即早く行ってですね、例えばこちらからでも顔出してどうですかと、仁木の物でも持ってですね、宣伝方々、PR方々行くのも一つの方法ではないかと町長思うんですけども、この辺についてはどうですか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、大野議員が申しましたとおりですね、これから様々な方面に向けてですね、販路を拡大していきたいというふうには強く思っております。それがロシアなのか、またはタイなのか、それはこれからいろいろと我々で調査してですね、進めていきたいというふうに思っております。私、先般、アイコの生産組合ですね、大阪、東京を市場視察してまいりました。それに合わせてですね、人気のケーブルテレビの会社にも訪問させていただきましたけれども、その中でいろいろお話をさせていただく機会がございました。人気のある農産物には、やはり理由がありました。そこには、しっかりととしたブランドが確立されておりました。農産物をただ提供するのではなくですね、手間を加えて付加価値をつける、そこに消費者が求めていくものだというふうにも痛感いたしました。味や品質の良し悪しはですね、決して生産者だけが決めるものではなくて、消費者が大きく求めているという部分があります。これから果物に限らず、勝ち残っていく農業を目指すならば、やはり生産者の意識も変え、そして私が常日ごろから言う経営者としての意識を養っていかなければいけないと、そのために支援や行政や農協がですね、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。これから農業はですね、その町が先頭を切って、他の地域に合わせるのではなく自ら宣伝していく、そういう意識をもって我々行政としても売り込んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）このことについて関連、もう一つ質問したいと思います。先程言ったようにそのリンゴの方が非常にその面積も少なくなり、価格も言ったとおり低くなっているということで、じゃあどうしていくんだということになると、やっぱり先程言ったように園芸施設のそのトマトの栽培方法にしてもそうですけれども、何かそのこういった果物についても、いろいろあるんですけども、プルーンのそのハウスだとかそういうことも今でもあったんですけども、特にそのリンゴ、ブドウ、それぞれについてもですね、もう少しその町でいろんなことができる方法、例えば早い話が補助率をもう少しアップしたような事業が組めないのかと。これだけその仁木の町のリンゴ、果物が少なくなってくると、非常にその仁木の名前にも、恥じるようなことにもなりかねないんで、そのことについてもできたら道内でもですね、水

田地帯、または野菜地帯の方に変わった人方が、そのトマトだよ、イチゴだよということでそういうときに、それでも間に合わないということで、じゃあ果物植えるんだったら町として全額苗木から肥料から全ての補助をしてやるからやってみないかという新しい作物ですね、その地区にない作物もそういうふうにして、町が率先してそういう事業を取り組んで全部補助してあげますんで、ぜひやってみてくださいとそこから考えていきましょうという町村だってないわけではない。我々もそのことでちょっと果物についても話聞きたいからということで、講演に行ったことがあるんですけども、そういう考え方なんですね、早い話が。そういうことだって必要でないかと。特に、この仁木町については、やっぱりそういうことも絶対こう必要になってくることではないかと思う。だからできることなら補助率も、その新しくやる人方、または新しい品種を挑戦してみる方、そういうことについてはですね、新規就農者も含めて、その野菜はそこそこ成功していると思うので、今度違う、本来の仁木の果物ということもやっぱりそういう格好に向かっていくような、早い話がもう少し町がその補助率を上げていくから、ぜひ頼むと。希望、私が希望するのは全額新しい申請、今までの代理申請ではなく、新しいことに挑戦する農業者については、それも全額見るから挑戦してみてくださいというぐらいの考えはあるのかないのかということをちょっとお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私が思うにですね、補助率だのそういう部分で与えるだけで、生産者というものは成長するかといつても、決してそうではないと私は思っています。我々は、我々というか私はですね、本町といたしましても、これから産地として、持続性を確保して、収益力を向上するための取り組みの推進、また安全安心で効率的な市場流通システムの確立などですね、取り組むことが最重要課題というふうに思っています。これまでの事業に併せて、また新たな事業も加えて取り組んでまいりたいというふうに思っております。詳細につきましては、川北農政課長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）新しい取り組みということで、ここにも書いてありますけれども、まずハウス導入事業ですね、これについて、今計画しております。これにつきましては、22年、23年と野菜ハウス、導入いたしました。それに2年で217棟、面積にして5万4647.8m<sup>2</sup>。そして、23年度から24年度にかけて、水稻育苗・花卉ハウス、これにつきましては2か年で30棟、1万32m<sup>2</sup>ということになっております。その結果を踏まえまして、次年度この施設促進について今、計画しているところであります。それと、桜桃につきましては、今年度から実施しています桜桃結実促進事業交配樹の補助、そして新たな部分といたしましては、マメコバチの増殖、これにつきましては、今年度は滝川市の菜種畑を利用させていただいて、実証実験を行いました。これにつきましては、一部その回収したものを開けて、中のサナギがどれぐらい増えたかっていうことを見てみると、リンゴでマメコバチは増殖します。それと、町内でリンゴの畠地で実施したのと同様の、ほぼ同様の増殖率が見られました。これで、増殖するということが確認できましたので、次年度につきましては、町内で、菜種畑を確保いたしまして、そこで更なる増殖に向けて取り組んでいきたいと考えています。これにつきましては、28年度まで実証実験を行うわけですけれども、将来的にはそれぞれの果樹の農家で菜種を植えていただきまして、大きい面積でなくて結構なんですが、そしてマメコバチにつきましては、交配用と増殖用ということで、サクランボだけではマメコバチは減少

しますので、その減少分を菜種の畑で増殖して補っていくような形で、サクランボの安定生産に向けて取り組んでいきたいと思います。その他事業につきましては、今年度から実施しております北海道開発局とヤマト運輸が行っております北海道プラットホーム事業、サンプルを東南アジアの各国に送って、そこで試験結果等の報告をもらって、今後の輸出について考えるという事業についても、また継続して行っていきたいと思います。その他、各種いろいろイベントPRにつきましても、また新たな方向で実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）ちょっと質問の葦のことについての事業です。

○議長（山下敏二）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）マメコバチの巣に利用します葦につきましては、現在のところ、JAで販売しているものを利用している形になっておりますけれども、仁木町内にも葦が生息しているということもありまして、葦にしてもそれに使うにはある程度の太さが必要だということで、その辺、利用できるものかどうか、また量が確保できるかどうかにつきましても、調査していきたいと考えております。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）その葦のことなんですけれども、前回、その議会の方でもいろいろ視察研修の都度、いろんな話を聞いています、それで、たまたま山形のチェリーランド、皆さんも行かれた方いると思うんですけども、そこで、その近隣にそういう業者もいましたんで、その人と連絡しまして、例えば葦、またはそれに代替するその巣ですね、それをどうやっているかと言うと、山形の方では、その葦もやっぱり不足はしているそうです。だけども、その段ボール、紙でその葦に見合ったものを使っている業者もいるということなんで、仁木町の方でも何年か前からは入って、それはもう実証済みですけれども、結構段ボールのその加工したそういう巣も結果的には良いみたいです。ですから、例えば今言ったように、その農協さんについて、その事業主体にお任せばかりでなく、やっぱりいろんな今はパソコンありますんでね、ちょっと探せばそういうことだってできるし、地元農家のの方もそういうこともやっぱり個人的でも探し、今こういう時代だからこうだよ、ああだよと言うこともあると思うんで、それを広くですね、そういうことも踏まえながら、調査・研究してほしいなというふうに思いますし、菜種の方もだいぶ増えてきてるみたいですが、それによってそこら辺の交配もぜひ天気が悪くてもできるんだと、物が取れるんだというぐらいなことを考えていく必要があるんでないかと思いますので、その辺を一つよろしくお願ひいたします。答弁は良いです。続けても良いですか。

○議長（山下敏二）どうぞ。

○5番（大野雅義）それでは、議長の許しを受けまして、『仁木町のシンボルについて』質問をいたします。仁木町は「果実とやすらぎの里」をキャッチフレーズに町づくりを進めてまいりました。それは、余市町と並び、道内屈指の果樹生産の町という先人たちが築き上げた仁木町の歴史でもあります。しかし、最近、仁木町の農業は生産性の高い野菜への転換により、果樹生産量が減少し、衰退の一途をたどっております。このままでは、果実とやすらぎの里とは名ばかりの果樹のあまり生産されていない、盛んな町でない町になってしまふのではないかというふうに心配しています。仁木町は来年、町制施行50周年を迎えます。今から20年前の町制施行30周年記念に仁木町の花、仁木町の花ですね、「ラベンダー」と「コスモス」に定めましたと伺っております。これを機会に町の花をサクランボの花など果樹の花にすることで、果樹産業の活性

化が図れるのではないかというふうに考えます。「果実とやすらぎの里」のキャッチフレーズや、町の花などシンボルについて、町長の見解を伺います。また、具体的にどのような政策により、果樹産業の推進していくのかを併せてお伺いいたします

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）『仁木町のシンボルについて』のご質問にお答えいたします。

1点目の「果実とやすらぎの里のキャッチフレーズや町の花などシンボルの見解」についてであります。が、キャッチフレーズの果実とやすらぎの里につきましては、昭和55年に北町13丁目の国道5号沿いに本町のPR看板として、当時の特産品でありましたリンゴ、ブドウ、稲穂を図案化したシンボルマークとキャッチフレーズを描写した大型看板を設置したことから、使用が始まっております。更に平成3年度を初年度として策定いたしました第3期仁木町総合計画におきましては、「果実とやすらぎの里」が本町の永遠のテーマとして位置づけられております。このキャッチフレーズにつきましては、広く町民に浸透しておりますことや、本町の産業形態を表しているキャッチフレーズであると考えますので、今後も引き続き本町の永遠のテーマとして使用していきたいと考えております。また、町の花につきましては、議員仰せのとおり、平成6年に町制施行30周年の記念事業として、町の花をコスモスとラベンダー、町の木をサクラランボ、町の鳥をアカゲラに指定しているところでございます。指定に至る経過といたしましては、町民から公募を行い、議会に設置されました町制施行30周年記念事業特別委員会で、ご協議、ご検討をいただいた後、平成6年第3回仁木町議会定例会において議決・指定が行われているものであります。指定後19年を経過いたしますが、町の花につきましては、なかなか普及・浸透していない状況にあります。本町は明年11月1日に町制施行50周年を迎えます。各種記念事業も予定しておりますことから、その中で町の花等につきましても、再度議会議員の皆様にご相談申し上げ、協議・検討してまいりたいと考えております。

2点目の「具体的にどのような政策により果樹産業の推進を図っていくのか」について申し上げます。本町の主要農産物でありますサクランボは、近年生産量、販売価格とも平年を下回る状況で推移しておりますが、平成25年産におきましても、融雪の遅れによります開花の大幅な遅れや干ばつ等の影響により、収量・品質ともに平年を大きく下回り、大変厳しい結果となりました。一方、全国的に異常気象が頻発している中で、全国の市場関係者から仁木町産サクランボへの期待が高まっております。このことから、持続可能な果樹経営の展開の下、今後も地域経済・観光の基幹となっております果樹産業の経営が図れるよう、桜桃結実対策やブランド化の取り組みを拡充・強化させるほか、海外輸出やテレビショッピング等の新たな販売チャンネルの拡大等にチャレンジする生産者への支援を行うなど、新たな視点から果樹産業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）このことにつきましては、町長仰せのとおりでございまして、仁木町の花もそうですけれども、シンボルマーク、果実とやすらぎの里・仁木町ということのそれもそのとおりでございますけれども、まずですね、19年がもう経っております。なぜこの中ですね、どうしてその花についてですね、町花について、19年も経つ今でもその普及・浸透がされていない状況にありますというのは、町長のご答弁もありますけれども、これは、そのことについてですね、じゃあその間、町は増やす、または浸透させるために何かその予算組みでもして、どこかにお願いでもして増やすんだ減らすんではなく、持続でなくそういうにしていったそれがあるんですか、どうですか。その辺について、まず伺います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の質問に関しまして、岩井総務課長からご説明申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）只今の町花の関係でございますが、町の取り組み状況といたしましては、まずラベンダーとコスモス、ラベンダーにつきましては庁舎周辺の樹木に植えていること、また、あのフルーツパークにも一部ですね、ラベンダーを植えてございます。あと町道1番線、町道1番線があるんでございますが、そこの道路にもラベンダー、コスモスの植樹をやったという経過がございますが、そちらの方はですね、今はあまり咲いていないという状況でございます。その後、町の財政状況も非常に厳しくなって、今の段階では特段取り組みを行っていないという状況でございます。以上です。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）これは、他でもない町花でございます。町の花でございます。ということをまず念頭において考えていかないと、こういうことでは今町財政がこうだからということだけでは済まない問題が出てくるのではないかですか。これは特に、この問題については、特に1番線については、もうせっかく植えて、今はその、近隣の方が違う花をそこを利用して植えている、そんなこともあります。そのチューリップあたりも結構植わって目立ってきております。ですから、万が一ですよ、そういうことで財政がどうだこうだと言うんだったら、それもう少し考えて、町民があそこはその上にフルーツパークもございます。観光のことも考えながら、仁木町全体のことと考えながら、あそこをどうしていくんだと、せっかくあれだけ広く予算組んで作った道がですね、今、何かそのイベントでもあるときだけ草刈りをしているというような状況しか見えません。こんな状況では、町の発展、観光の発展につながっていかないと思う。だからそのことについては、もう少しやっぱり協議して、町民含めた中でやっていく必要があるんではないかというふうに思われます。フルーツパークの方もあります。仁木の役場の周辺にはあります。ありますけれども、じゃあ本当に今現状の元気なラベンダーの花を採れるような状況になってますかというふうにすると、やっぱりあまりその10何年も経っていますんで、その木自体がもう古くなつて、新しいその新芽がぐんぐんと出るような状況ではないです。ですからね、せっかく町の花として指定したんであれば、その辺もやっぱり考えながらいかないといけないというふうに思われます。この後もまだいろいろあるんですけれども、そのことについてまず、今後の取り組み方について、何かありましたら、一つお願いします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）大野議員の申しましたとおりですね、これまで19年経過したっていうこともありまして、今回これを機会にですね、50周年記念事業を迎えてますので、その中でも、先程も申しましたけれども、議会議員の皆様といろいろとこれから検討して、本当にこの花で良いのかっていう部分も含めてですね、これから検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○5番（大野雅義）このことについて関連ですけれども、この町の花も含めてですね、ここに私はですね、これについていろいろ今までの経過、議会の経過、そのきましたときの経過ですね、こういうことについてもいろいろ調べてみました。その中で、答弁の中でもありますように、11月1日、50周年を迎えるにあたりまして、このいろいろ再度協議したいということもありますけれども、その中で、もう一つある

のはここで鳥、鳥です。このことについても、いろんなその協議をして平成6年9月21日に承認されているということも、書類も一応私も調べてみましたら、そういうふうになっています。そういう中でこのことについても、いろいろ考え方はその当時はあったと思うんですけども、その町の木については、サクランボ、それはそれで良いでしょう。町の鳥、これがエゾアカゲラというふうにはなっているんですね、こういうことについても非常にこれでいいのかという、20年前のその時がそうだったかもしれませんけれども、これもやっぱり今後、議員の皆さん方、または町民の考え方についてもですね、これもやっぱり考えていく時期ではないかなと。先程から言っている50周年の時に新たなこともやっていく必要が出てくるのかと思いますので、その辺についてもですね、いろいろ協議していきたいと思います。まずそのエゾアカゲラ、エゾっていうのは北海道の、私も良くわからないんだけれども、キツツキなのかな、アカゲラっていうは、これも本当にこの名前でこの時期はそれでよかったですと思うんだけれども、本当にこの辺にいるのかな、仁木町の鳥として本当にふさわしいのかなというようなこともあると思うんです。この学名かどうかわからないけれども、エゾアカゲラというのは本当の種類で、本当の仁木の鳥として、ふさわしいと思いますか。どうですか、それについて見解をお願いします。

○議長（山下敏二） 岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男） 今ご質問の町の鳥、エゾアカゲラでございますが、今うちの方では、町の鳥としてはアカゲラという表示をさせていただいてございます。このエゾアカゲラがなぜなったのかということはですね、当時の委員会報告書の中でも出てまいりますが、町民にもですね、目に触れる機会が非常に多いと、また親しみも深いと、それとあと益鳥であるということからですね、色も美しく、多彩であるため、観光キャラクターやマスコットなどにもなり得るんじゃないかということで選ばれた、これが指定されたという経過がございます。今後、来年町制施行50周年を迎えるわけでございますが、その中ではですね、これを変えるのか変えないとかっていう議論も当然あろうかと思いますが、それよりも例えば先程の花にしても、これからどういう、これを普及させていくためにはどういう取り組みをするのが良いのか、またどうしても普及しないようであれば、もしかしたら変えるという判断にもなろうかと思いますけれども、その辺につきましてもですね、一体的に考えまして、議員の皆さんとご協議させてもらいながら進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（山下敏二） 大野君。

○5番（大野雅義） このことについてもですね、先程来私が質問しているように、このアカゲラですね、このことについてもですね、一番つきやすいのは周りの木だと思うんですけども、我々昔からその果物を作って、特にリンゴを作っていて、そのキツツキが来て、つっついで中の虫を食べたり、巣を作ったりというのはですね、リンゴなんですよ、リンゴの木なんですよ。それが少なくなってくることによって、そういう巣も作らない、その鳥も飛んでこない、多分、見かけるのは少ないとは皆さん思っていると思うんですけども、これは何かというと、やっぱりこの巣を作る木がなくなったんで、物がなくなったんで、そういうふうになって来ているんだと思います。ですから、やっぱりその時代、時代にあったようなこともやっぱり考えていかなきゃいけないし、先ず以って仁木の果物を増やしていくということをこれ考えて、これも全てつながっていってるんですよということを理解して、行政もやっぱりいろいろ考えてくれないとこれからはまずいのではないかと。ただ一つだけを考えていくことでなく、全体を考えながらいかないとそういうその町の発展、またはこういったことについてまでも関連してくるんですよということ

をやっぱりね、覚えておく必要があるんではないかというふうに思いますんで、一つよろしくをお願いいたします。特にその花ね、これについてもラベンダーについても、今の答弁もわかりますけれども、何かその町はこう一つになっていないという気がしたり、スキーフィールドにも植えたのは、スキーフィールドの後にその植えたのはこういうラベンダーでなく、コスモスではなく、芝桜。芝桜を植えて、また駄目になったと、こういうふうにね、仁木の花をじゃあ一体何なんだと、あっちもこっちもこっちもあっちもやって、これで本当に町の花として、PR出来ていけるのか、今後どうしていくんだということもやっぱり、そこを一步ずつ、仁木はこうやるんだ、仁木はこうやるんですということの考え方を、特に新町長、佐藤さんにその考え方を聞いておきたいなというふうに思いますんで、一つよろしくお願ひします。どうするのか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今議員が申しましたとおりですね、本当にこのアカゲラがこの町に本当にふさわしいのか、もしくは、花の問題に関しても同じですが、今ここでどうこう話しても解決策はなかなか見えませんので、これを機会にですね、議員が申しましたことをこれから検討していきたいというふうに思っています。本当にひょっとしたら、そのシンボルマークに花や鳥を載せる必要もないかもしれませんし、その点も含めまして、全体的に考えまして、シンボルマークに関しては、今後、再度検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）2点目の果樹産業の推進ですね、これについて、もう少し突っ込んで質問したいと思います。町長は、チャレンジする生産者の支援を行うということの答弁もありました。特にですね、いろんなことがこう中でもあると思いますけれども、まず考えてほしいのは、私もまだリンゴに固執するわけではございませんが、我々もリンゴ作っていました。そのときに町長自体が、表彰状を1枚書いてですね、その果実品評会、リンゴの品評会ですね、そういうことも以前はやっていました。私も2人の町長に表彰を最優秀賞をいただいております。今でもそれは記念に残っております。そんなことで、例えばですね、トマトもそうですけれども、果樹ばかりでなく、いろんなその仁木の町民が、特に農業関係の方々がそういったすばらしいものを作った時、または変わったものに挑戦したときにはですね、その町長自らですね、賞状の1枚を与えるというぐらいの考えはございますかということで、その人間って言うのは、怒られて進むんではなく、褒められるとやっぱり「よっしゃ、次こうやっていこう」とかっていうそういう考えになると思うんですけども、そのここで言う、その佐藤町長が言う生産者の、チャレンジする生産者を支援していくんだということであれば、いろんな格好があると思うんで、それこそたいした予算でないと思うんだけれども、そうしてその集まった人方をそこでその考え方を聞いたりですね、その交流の場を含めながらそういう人方を表彰してあげると、トマトでも言つていいけば、それができると思うんですよ。いろんな品種がある中で、その一番だという人方にそういうのをあげて、どうしてこういうね、トマトを作ったなど、あんたのやり方をどうなんだということも聞きながらやっていくということで、一つの方法。だから、例えば仁木はいろんな果物がございます。そういう中で、これだということを農業者を集めて、話をしていくんだという、考え方を知りたいという町長の考え方であれば、そのぐらいのことをしていくですね、やっていく必要が出てくるんじゃないかと思うけれども、この件については町長どう思いますか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）そういう良いものには評価する、そういう部分では、やるべきなのか、やれそうな

のかという今のこの段階では私の中では、まだ判断しておりませんけれども、ただ表彰して、良い物を作ってくるのであれば、いくらでも表彰するという気持ちは十分あります。そして、頑張っている人たちに對しては、いくらでも援助したいという気持ちも十分ございます。ただ、何度も申しますとおりですね、やはり生産者がやる気になる、そういう部分を我々は、作る方が先だというふうに思っていますので、それから表彰することが先なのか、それともその前に農業を行う上で整備をすることが先なのか、それは我々、これからいろいろ精査して考えてまいりますので、その辺ご了承していただきたいというふうに思います。それからですね、大野議員がその果樹という部分で非常に力を込めて申し上げられていますけれども、私も本当に今この仁木町、トマトはもちろんを今安定しておりますけども、果樹という部分をもう1回強くしたい。そういう部分でどのようにしたら、生産者がやる気を出すのか、もしくは、前に向かって進めていけるのか、そういう部分をですね、大野さんは農業委員も務められ、農業従事者であり、また議員でありますから、大野さんやまたはその他の方々の意見をお聞きしてですね、今後の取り組みに反映していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山下敏二） 大野君。

○5番（大野雅義） よろしくお願ひいたします。

3問目に入ります。『再生可能エネルギー資源の活用について』質問いたします。再生可能エネルギーの活用については、全国各市町村で地域の特性を生かした事業が展開されております。また、公共施設や農業施設で活用することによって、二酸化炭素の排出量の減少、環境問題に真剣に取り組み、社会に貢献していることを広くPRしている自治体もございます。私は昨年も一般質問で自然エネルギーの活用について質問いたしました。町からは、調査・研究進めると前向きな考え方というご回答いただきましたが、その後の取り組みはどうなっているんでしょうか。現在、仁木町では、大江地域コミュニティセンター建設事業を計画して事業を進めております。コミュニティセンターの暖房の一部補助電源に再生可能エネルギー資源を活用する考えはあるのでしょうか。また、フルーツパークなど、既存の施設に再生可能エネルギー資源の活用する考えがあるのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山下敏二） 佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） 只今の『再生可能エネルギー資源の活用について』の質問にお答えいたします。

1点目の「自然エネルギーの活用について調査・研究を進め、前向きに考えるという町のその後の取り組みはどうなっているのでしょうか」についてですが、本町は後志地域の再生可能エネルギーの資源活用の可能性を検討する会議の一員として参加しており、平成24年度には、主に小水力発電について後志管内の29か所で現地調査を行い、そのうち本町では然別川、ポン然別川及び冷水川の3河川で調査を実施し、職員が現地に同行いたしました。調査結果では、流量不足で発電量が非常に小さいため、設置コストや利用形態から見て取り組みは難しいとの判断により、事業として進めることを断念したところであります。平成25年度の会議は5月31日に開催され、担当職員が出席し、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みや施策などの支援制度についての説明を受けております。北海道経済部調査によりますと、本町にとって比較的可能があるとされているのは、太陽光発電であります。施設等での利用には設置場所や運用方法等の検討事項が多くあり、引き続き検討を進めてまいります。2点目の「現在進めている大江地域のコミュニティセンター建設事業で暖房等一部補助電源に、再生可能エネルギー資源を活用する考えがあるのでしょうか」について申し上げます。私は、建設にあたり再生可能エネルギーの導入を視野に活

用できないかを考えているところであります。3点目の「フルーツパークなどの既存の施設に再生可能エネルギー資源を活用する考えがあるのか」につきましては、小水力発電は、水量不足との結果であります。また、太陽光発電についても検討しておりますが、積雪量等さまざまな問題を解決しなければならないと考えているところであります。このような状況を踏まえ、活用の可能性があるものについて、設置コストや財源の確保、運用方法等検討を加えてまいりたいと考えているところであります。以上でございます。

○議長（山下敏二） 大野君。

○5番（大野雅義） 最近の新聞報道などを、またはテレビなどを見てみましても、いろいろこの資源を使った発電、またはいろんな利用の方法、または一般住民の家の電力の確保ということの、それが日進月歩、技術についても進歩していることだと思います。ですから、いろんな地区でいろんな挑戦をしていることでないかというふうに私は推察いたします。そういう中で、今の答弁の中でもありますように、何かその駄目な理由を探しているようなことにしか聞こえておりません。他の人がどう考えるか知りませんけれども、私はそういうふうに考えます。でなくですね、今、町長も言いますように前向きにいろんな考え方をやっていかなければいけないと思うんです。その道の方でも、道議会の方でもいろんな、このことについてのその質問もございまして、道もぜひ、これの検討をしていくんだというその地区の名前、それらも皆含めて新聞報道をしております。このことについては、行政の方々も皆さんも全てこういう新聞記事を見ていると思います。ですね、その駄目だということなく、やってみようかという、その水量不足か何かというのもいろんなことがありますですね、我々も議員として他の地区へ前回は山梨の方へいろいろのことについて視察研修してきました。そのところでは、水車もですね、水力の発電のそれについていろんな方法がございまして、大きいのから、小さいのから一つの川で3か所、いろんなその発電のやり方がありますよということで、水車に水を上からかけるもの、下から水車を回すもの、またはスクリューにして発電するもの、いろんな方法があると思うんです。それも例えば今回の新聞でもですね、その辺の小さな川ですよ、下水みたいなところですよ、そのような状況で、こんな小さなモーターでその発電させて、これはその大きな発電でなくですね、その一気にそのまま使うんだという、その発電能力も大きいんではなく小さなもので、それでその一部として利用していくんだよと、先程言ったその一家庭でもそうだと思うんですね、全体をそのソーラーパネルでやっていくんだということではなくですね、一部、そのものを使用していくんだということの考え方、そういうことによってですね、私も言いましたように、二酸化炭素のね、排出量を少なくしている、または環境に優しいとそういうことをすることによって、社会貢献をしている町なんだということ、それを広くアピールしていく。そうやることによってどうだよということではなく、この考え方、考え方をやっていくんだということだと思うんですけども、ですからね、例えばその大江地区のそういうことにつきましても、どこかの一部でやっていくというその考え方をです、やる気がないのかというふうにこう思わせるような答弁でなくですね、このことについては、大きいのから小さいのから、いっぱいいろいろあると思います。ソーラーだって、いろんな方法があると思います。ですからそれについて、仁木町もこういうことを考えて、こう事業に取り組んでいるんですよということをやっぱりやっていかないことには、その大江地区のコミュニティセンターも新しくこれから考えていく建物なんです、であれば、住民の人方、大江地区の人方にもね、その仁木町はこうやって考えているんだということもアピールできるぐらいの考え方を提示していく方法が良いと思います。ですからそういうことについてもですね、町の考え方をその設計の方にも、反映していくという考え方は、どうですか、町長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今まで、町といたしましても、様々なエネルギー調査分析してきたところであります。結果として、先程申しましたことも、結果としてございました。私も再生可能エネルギーにつきましては、議員のご指摘どおりですね、本町に限らず、各自治体も今後考えなければならない課題の一つであるというふうに思っております。本町におきましても、これまでいろいろ様々なエネルギーを調査分析したところでございますけれども、他の地域では地域の特性を生かしたエネルギー事業を展開している自治体もございますが、私は本町で新たなエネルギー事業の導入を検討しております。新たなエネルギーというのは燃料電池のことを指すのですが、他の自然エネルギーと比較いたしましてもですね、発電の効率が高いのが特徴であります。私は、理想としてどこの地域よりも先駆けてこの事業を推進させ、北海道全国市町村のモデル地区になれるような、そういう実現化に向けてプロジェクトチームをつくるなど、今後調査・研究をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）いずれにしましてもですね、我々、先程も言いましたけれども、現地を実際に見に行きですね、いろいろその話をできました。我々もそこそこのやっぱり勉強をしていかなければいけないんですけども、まずこういう事業、いろんな事業がこれからもあると思います。仁木町としてはですね、町長にそのお願いしたいのは、とにかく職員にもですね、勉強を与える機会を多く、より多く、計画していただきまして、職員がまずそういうことを提案していくけるぐらいの能力をいっぱい詰め込んで、そして、この問題はどうなの、こういう事業があるけれどもどうなんですかということについても、今はそれこそインターネットであれば、各町村のことがいろいろ出てきますんで、我々も視察に行くときでも、全部そのインターネットで調べて、そこへということで行きます。そうなってくると、職員の対応の仕方、またはその町の考え方、それについてもですね、非常に勉強になります。ですから少し、「おい、お前たちきついんでないか」というふうなことも言われるかもしれませんけれども、それがあってこそやっぱりそういうことが言えるんで、特に今私が思うのは、町長にですね、職員にもう少し研修をさせていただけるようなことを考えてほしいなというふうに思いますが、最後にそれ一つだけ。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）そういうことも含めましてですね、私、先程プロジェクトチームを作りたいというふうに申しましたのは、職員だけに限らず、有識者、そしてこれに関して詳しい情報を持っている道の関係者や、そして専門家、そういう人たちと一緒にになってですね、一つのものを作り上げていきたいというふうに思っております。近い将来、新たなエネルギー資源の活用によってですね、家庭や公共施設はもちろん、農業などにも活用させ、安心安全な住みよい地域づくりっていうものを私、目指しておりますので、町が夢を抱いて、それに向かってみんなで進む、そういう構築をしていきたいというふうに思っていますので、その先駆けとしてプロジェクトチームで、まず調査・研究してこの町で活用できるかっていうものを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）以上、質問を終わりますけれども、町長、今の言葉どおり、一つ良い町にしてくれるように頑張ってほしいと思います。以上で終わります。

○議長（山下敏二）以上で一般質問を終わります。

## 日程第10 議案第1号

### 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二） 日程第10、議案第1号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） それでは、議案第1号でございます。『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成25年12月19日提出、仁木町長 佐藤 聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下敏二） 岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男） 議案第1号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改定する条例制定について』ご説明申し上げます。

本町の職員給与につきましては、国家公務員の給与に準じた制度内容となっております。この度の条例改定に至った経緯ですが、人事院の調査によりますと、官民の給与水準は全体的に均衡しているものの、50歳代後半層において、公務員の給与が民間を上回っているケースが多くいたため、平成23年度の人事院勧告において、同年齢層の給料表が引き下げられたところでありますが、それでもなお公務員給与が上回ることが想定されたため、昨年度の人事院勧告において、同年齢層の給与水準を抑えるため、昇給制度の見直しが勧告されたところであります。国は同制度の見直しを平成26年1月1日から行うよう閣議決定し、本年6月に一般職の職員の給与に関する法律の一部改正を行っております。このことから、本町においても人事院勧告の趣旨に基づき、昇給制度の見直しを行うものであります。

改正概要についてご説明申し上げます。本町に勤務する職員のうち、55歳を超える職員の昇給については、勤務成績が特に良好である場合に行い、良好の勤務成績では昇給を行わないものとするものであります。それでは、改正条例についてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧願います。右側が現行条例で、左側が改正案となっております。アンダーラインを引いている箇所が今回の改正箇所であります。第5条では、初任給、昇給の基準を謳っているものであります、第5条第6項を前項の規定に関わらず、55歳を超える職員（4月1日に55歳に達している職員）の第4項の規定により、昇給は同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給号俸数は、勤務成績に応じて、規則で定める基準に従い決定するものとするに改めるものであります。附則は、施行期日の定めであります、この条例は平成26年1月1日から施行するというものであります。現在、本町の職員の勤務成績につきましては、懲戒処分など条例で定められている懲罰を受けた場合を除き良好としていますことから、勤務評価制度の運用を行わない限り、実質的には55歳を超える職員の昇給は行わないこととなります。この度の条例改正に伴い、今年度における該当職員は5名で、予算への影響額につきましては、一般会計で4名1万5000円の減額、後期高齢者医療特別会計で1名3000円の減額となります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。このことについて、組合との話し合いはどういうふうになっているのか。それとまた、公務員が今度65歳以上も働くということに関わっているのかどうか、その2点お伺いします。

○議長（山下敏二）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）まず、1点目の組合協議の関係でございますが、組合の方には、この度人事院勧告が出されたものでございますので、通知のみを行っております。あと、2点目の質問でございますが、再任用の関係だと思います。再任用制度につきましてはですね、年金までのつなぎの期間の公務員の制度改革ということで、人事院勧告の方で勧告されているものでございます。本町の場合、該当する職員が2年後まで出てこないという状況もございまして、制度につきましてはですね、各管内の状況を見ながら2年間かけて、検討していきたいというふうな状況でございます。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第11 議案第2号

### 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)

○議長（山下敏二）日程第11、議案第2号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○議長（山下敏二）それでは、議案第2号でございます。『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』、平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1755万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6224万1000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 岁入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正による。平成25年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜ります

よう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二） 岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹） 議案第2号『平成25年度余市仁木町一般会計補正予算（第5号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。12款. 分担金及び負担金から21款. 町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1755万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を30億6224万1000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款. 議会費から3ページの13款. 諸支出金までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1755万2000円を追加し、補正後の歳出合計額を30億6224万1000円とするものでございます。

次に、4ページをお開き願います。第2表 地方債補正、1. 変更でございます。事業費の確定等による限度額の変更で、町道北裏環状線整備事業、防災行政無線整備事業及び防災用備蓄庫整備事業の3事業で合計990万円を減額し、補正後の限度額を2億1460万2000円に変更するものでございます。

次に、5ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から21款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に6ページ、歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金が2473万6000円の増、地方債が990万円の減、その他財源が21万円の増、一般財源が250万6000円の増となってございます。

続きまして、7ページをお開き願います。歳入でございます。12款. 分担金及び負担金、1項. 負担金4目. 教育費負担金につきましては、額の確定により2000円を追加するものでございます。

次に8ページ、14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金874万8000円の追加につきましては、障害福祉サービス費及び保育所運営費、並びに児童手当の増に伴う国庫負担金の追加でございます。2目. 衛生費国庫負担金38万8000円の追加につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定によるものでございます。

次に9ページ、15款. 道支出金、1項. 道負担金、1目. 民生費負担金につきましては、2節が後期高齢者保険基盤安定負担金の額の確定により85万9000円の減額、3節が保育所運営費の増に伴う保育所児童入所措置費負担金102万6000円の追加、5節が障害福祉サービス費の増に伴う道負担金294万4000円の追加、6節が児童手当の増に伴う道負担金12万3000円の追加、合わせて323万4000円を追加するものでございます。2目. 衛生費負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定により129万5000円を追加するものでございます。2項. 道補助金、1目. 総務費補助金につきましては、破碎設備設置事業財源をより有利な地域づくり総合交付金に変更するもので、940万円の追加でございます。2目. 民生費補助金につきましては、重度心身障害者の医療費増に伴う補助金163万2000円の追加でございます。3項. 道委託金、1目. 総務費委託金につきましては、農林統計調査委託金及び浄化槽等事務委託金の額の確定に基づき、計2万5000円を追加してございます。

10ページの3目. 土木費委託金につきましては、余市川樋門管理委託金の額の確定に基づく1万4000円の追加でございます。

次に11ページ、16款. 財産収入、1項. 財産運用収入につきましては、財政調整基金、減債基金及び土

地開発基金の預金利子、それぞれの増減により合計20万6000円の追加でございます。

次に12ページ、17款、1項。寄附金につきましては、11月分の一般寄附金15万円を追加するものでございます。

次に13ページ、20款、諸収入、5項、4目。雑入につきましては、北後志衛生施設組合負担金の過年度精算に伴う還付金77万7000円、学校給食受託収入過年度精算金157万9000円及び家具等売払代金が2000円、合わせて235万8000円を追加するものでございます。

次に14ページ、21款、1項。町債、4目。土木債及び5目。消防債につきましては、先程4ページの地方債の補正で説明したものでございます。

続きまして15ページ、歳出でございます。1款、1項、1目。議会費につきましては、それぞれ執行予定見込額により、合計239万7000円を減額するものでございます。

次に17ページ、2款。総務費、1項。総務管理費、1目。一般管理費につきましては、副町長不在期間分の給料手当等の減額、18ページの退職手当組合負担金精算に係る特別負担金の追加等、人件費合わせて216万3000円を減額するものでございます。次に同じく18ページ、3目。文書広報費につきましては、コピー使用枚数の増による使用料の増及び委託料の執行残の減額、合わせて70万3000円を追加するものでございます。

次に19ページ、4目。財産管理費4万5000円の追加の内訳につきましては、11節。需用費が燃料費及び電気料の値上げに伴う81万6000円の増、20ページの12節。役務費が光電話切替時期の変更による電話料の追加と車検整備手数料の執行残、合わせて6万7000円の追加、13節。委託料23万4000円の減額と21ページの14節。使用料及び賃借料60万4000円の減額につきましては、それぞれ執行残の減額でございます。5目。企画費につきましては、難視聴対策助成金3件分2万1000円の追加でございます。9目。ふるさとづくり事業費15万円の追加につきましては、ふるさと振興基金に寄附金を積み立てるものでございます。

次に22ページ、3項、1目。戸籍住民登録費につきましては、55歳超、昇給停止に伴う給料4000円の減額でございます。5項。統計調査費、7目。林業統計調査費につきましては、旅費の減額及び消耗品の追加、合わせて3000円の追加でございます。6項、1目。監査委員費につきましては、不在期間分の報酬の減額及び23ページにまいりまして、旅費は執行予定見込額による減額、合わせて21万6000円を減額するものでございます。

次に24ページ、3款。民生費、1項。社会福祉費、1目。社会福祉総務費は、ぬくもり灯油助成金245万円を新たに追加するものでございます。2目。老人福祉費につきましては、昇格による給料4万2000円の追加でございます。4目。心身障害者特別対策費、20節。扶助費につきましては、障害福祉サービス利用者の増や報酬単価の増により1177万6000円、重度心身障害者医療給付費の支出見込額の増により419万8000円、合わせて1597万4000円を追加するものでございます。6目。後期高齢者医療費につきましては、19節の後期高齢者医療療養給付費負担金が平成24年度負担金精算により408万9000円の追加、28節の後期高齢者医療特別会計繰出金が広域連合共通経費精算による減及び保険基盤安定分の額の確定による減として160万円の減額、合わせて248万9000円の追加でございます。

次に25ページ、2項。児童福祉費、1目。児童福祉総務費につきましては、子ども・子育て会議設置に伴う10名2回分の報償費7万4000円を新たに追加及び児童手当対象人数の増に伴う児童手当給付費105万5000円、合わせて112万9000円の追加でございます。4目。保育所費につきましては、国の単価改正及び入

所児童数の増により740万8000円を追加するものでございます。

次に26ページ、4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費につきましては、19節. 負担金補助及び交付金が余市協会病院救急医療体制維持補助金292万5000円を新たに追加するものでございます。28節. 繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金2766万2000円の減額でございます。4目. 環境衛生費につきましては、11節. 需用費は燃料高騰により12万1000円の追加、13節. 委託料はそれぞれの執行残計44万円を減額、合わせて31万9000円を減額するものでございます。

次に27ページ、5目. 上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計繰出金を346万2000円減額するものでございます。

次に28ページ、6款. 農林水産業費、1項. 農業費、7目. 農用地再編開発事業費につきましては、フルーツパークにきの温水暖房設備の点検と機器調整に係る指定管理委託料44万6000円の追加でございます。

次に29ページ、8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費につきましては、2節が55歳超昇給停止に伴う給料4000の減額、果実とやすらぎの里公園街路灯の修繕や電気料の不足見込額として、11節. 需用費20万2000円の追加、12節. 役務費は公衆電話料9000円の追加で、合わせて20万7000円を追加するものでございます。2項. 道路橋りょう費319万5000円の減額につきましては、30ページにまいりまして、1目から3目まですべて執行残を減額するものでございます。

次に31ページ、3項. 河川費、1目. 河川総務費1万円の減額につきましても、執行残の減額でございます。4項. 住宅費、1目. 住宅管理費につきましては、電気料1万8000円を追加するものでございます。

次に32ページ、9款. 1項. 消防費、3目. 災害対策費につきましては、11節. 需用費はヘルメット及びサバイバルフーズの購入並びにガソリン代として計36万1000円を追加、13節. 委託料は執行残356万1000円の減額、合わせて320万円を減額するものでございます。

次に33ページ、10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費39万円の減額につきましては、すべて執行残の減額でございます。2項. 小学校費、1目. 学校管理費につきましては、8節. 報償費は執行残7万2000円の減額、34ページの11節. 需用費はガソリン及び電気料等7万9000円の追加、12節. 役務費は執行残2万円の減額、13節. 委託料は35ページ中段にあります基本ソフトウエアアップグレード委託料86万1000円の新たな追加を含め、81万8000円の追加、15節. 工事請負費は執行残40万7000円を減額、18節. 備品購入費は、国旗町旗パネルの新たな購入に係る不足額1万5000円を追加、36ページの19節. 負担金補助及び交付金は執行残7000円を減額、以上合わせまして40万6000円を追加するものでございます。2目. 教育振興費は執行残6万9000円の減額でございます。3項. 中学校費、1目. 学校管理費につきましては、11節のガソリン1万9000円の追加及び37ページの17節. 委託料の基本ソフトウエアアップグレード委託料29万4000円を新たに追加する以外はすべて執行残の減額で、合わせて12万1000円を追加するものでございます。

次に38ページ、2目. 教育振興費は、執行残23万7000円の減額でございます。4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費は、成人式運営に係る5団体への謝礼金5万円と陶芸施設の電気料3000円、合わせて5万3000円を追加するものでございます。

次に39ページ、5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費につきましては、全国大会等参加者の増に伴う参加報償費4万7000円及びスポーツ推進委員の変更に伴う費用弁償4000円、合わせて5万1000円を追加するものでございます。3目. 学校給食費につきましては、給食配送車の修繕費等合わせて7万6000円を

追加するものでございます。

次に、40ページでございます。13款. 諸支出金、1項. 基金費につきましては、1目. 財政調整基金費と4目. 土地開発基金費はそれぞれ利子積立金の増減、2目. 減債基金費につきましては、予算調整等により2613万1000円を積み立てるもので、合わせて2615万8000円の追加でございます。

41ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上でございます。

○議長（山下敏二） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄） 8番、横関です。24ページの民生費の中でですね、ちょっと項目に入ってないんですけれども、障害者福祉サービス事業の中でですね、これは一般に外出支援事業ですね、最近、仁木町にも車イスで障がいを持たれている方がたくさんおられましてね、今の仁木町の社協も外出支援やっておりますけれども、使えない。なぜ使えないんだと聞きますとですね、小さい車しかないと。車イスで乗っていくのに、小さい車だと非常に不便を感じているということで、今、余市の事業所を使っておりますけれども、そこにもですね、小さい車と大きい車が1台ぐらいあるんですけども、常時その大きい車が来るかと言うとですね、大きい車は来られないということで、泣く泣く乗って行っているっていう状態ですということあります。そういう中ですね、いろんな方に聞きますと、仁木町にも、その大きい人が乗つていけるような、車イスが詰めるリフト付きの車はなぜないんでしょうと、あればわざわざ余市の事業者を頼まなくても、地元のその支援事業をお願いしてですね、行きたいんですけども、その点どうなんでしょうかというような、最近特に多く聞かれるんですけども、なぜ仁木の社協あたりですね、外出支援に使う車で、そういうその例えは、最低ですね、車イスが最低でも1台乗れる、できれば2台乗れるような車が入らないのか。その辺、担当は住民課だと思うんですけども、そういう声が入ってきていないのか、それとも入ってこないとそういう体制がとれないのか、今後増えますね、そういう方が増えていく場合、地元の町民のですね、障がいの方方が地元を使えないで、泣く泣くその他町村の事業所にお世話になっているとそういう経過があるんですけども、課長、今後それをどういうふうに考えているか、ちょっと回答お願ひします。

○議長（山下敏二） 門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春） 今の横関議員からのご質問でございますけれども、確かに仁木町にも事業所がございます。障がいに関して、当然車イスを使ってですね、移動する方はたくさんあります。もちろん、今言われたようにですね、事業者の方でこの車を用意していないという、この現実があるために利用者の方についてはですね、事業者が選択して、自由にそういう形で車イスの移動ができるところを選択するというような形であります。ですから、今現在としては、そういうサービス利用できる業者さんの部分をですね、探していただいてといったらおかしな話ですけれども、その部分でサービスをしていただくということで、現在は、やっております。ただ、仁木町も今後、当然車イスの利用者というのは、当然これからどんどん増えていくわけですから、事業者の方にもですね、今後どのように考えてですね、こういう車についての導入もどうしていくのか、ここでも聞きながらですね、こちらの方から強制的に車を買えということはちょっとできませんので、状況を聞きながらですね、当然、困窮した状態も迫ってまいりますので、こういう実情もお話をしながら、相談させていただいてですね、進めていきたいと思います。以上です。

○議長（山下敏二） 横関君。

○8番（横関一雄）今の課長の答弁ですね、やはりもう少し、中の連携を密にしてですね、やはり何はともあれ、やはりこういう福祉の問題というのは、一番弱者に対して考えてあげなきゃならない問題だと思うんですよ。それをやはり事業者任せじゃなくて、やはり町もですね、先程やった一般質問でも出ましたけれども、町は何を考えるんだと、農業に例えれば何を考えるんだというようなこともですね、やはりまず、やはり住民もそうです、弱者は特にそうです、そういう結果を踏まえましてですね、今後ですね、前向きに申し訳ないんですけども、やはり前進あるのみだと思うんで、弱者の方にですね、優しいケアをですね、してあげていただきたいというふうに思いますけれども、町長、最後に一つちょっと、町長のお考で結構なんですかけれども、やはり町長もそうだと思うんですけれども、弱者に対してはですね、やはり厚く、手厚く考えてやることが先決だと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議員が申しましたとおりですね、弱者に限らず、これから介護を必要とする者、そういう方々に対しまして、町として取り組んでいかなければいけない。そのためにも、社会福祉協議会やまたは各事業者と話をですね、職員含め、今後のこの町が課せられるそういう高齢化に関する問題に対して取り組んで、前向きに取り組んでいかなければいけないというふうに思っていますので、その点も検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）一つよろしくですね、お願ひいたします。

もう一つ、28ページのフルーツパークにきの管理委託料に関しましてですね、ここで温水暖房の機器の点検ということで入っております。前にも申しましたけれども、この暖房につきましてですね、昨年の秋時点でレストランの方にもですね、暖房が行き届いてないということで、秋口、非常に僕たちもお客様として何回か行ったことあるんですけれども、前にお伺いした時には、これから改善をしていくというようなお話を伺っておりましたけれども、この点検費ということで出ておりますけれども、この改善はされてきたのか、きてないのか、その辺のお答えをよろしくお願いします。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、フルーツパークにきにつきましては、町が指定している避難所ということもございまして、防災の観点からストーブ、いわゆる避難者用のですね、ストーブを導入したという経過がございます。日常においてですね、必要に応じて使うことも可能ということで、施設の管理者側の方にお伝えをしているところでございます。また、28ページに掲載しております、予算のことにつきましては、冬期間閉鎖している状況が続いているということもございますが、指定避難所としての機能を有することが必要となっておりますので、まずは長年使用していなかったということもありますので、修繕箇所の有無を確かめるために、点検をさせていただきたいということで、予算を計上させていただいたところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）今の課長の答弁は、わかります。わかりますから、この点検した後ですね、いつ災害が来るのかはわからないという観点の中から、多分点検をするんだと思うんで、この点検終了した後ですね、正常化した後はこの暖房施設は運転するんでしょうか、しないんでしょうか。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問についてでございますが、点検の必要箇所があるということでありましたら、また補正予算等で議会の方に予算案を計上させていただきたいというふうに考えております。また、平常時の使い方につきましては、どのように使っていくかについてはですね、当然費用も発生してくるということがございますので、ただ、今フルーツパークにきにつきましては、指定管理施設ということで、指定管理者に管理を代行していただいているということもございますので、その使用の仕方については、今後協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）課長、協議するって言うのわかるんですよ、指定管理者だから。ただ、避難所になったということは、いついかなるときに使用しなきゃならないという前提のもとに、これやるわけでしょ。なったからって、ボイラースイッチ入れるわけじゃないですよね、普通は。やはりいつなるかわからない災害のために、やはり最低でも常時ですね、微少でも回しておかなきゃ、いざというときのために、これ使用できないんじゃないんですか。レストランだけでも相当かかりますよ。昨年もちょっと違うところで、ストーブ焚かしていただきまして、あそこにいましたけれども、1時間、2時間いてもぜんぜん暖まりませんよ。やはりそういうことをですね、想定の中できちんと指定管理者と契約結ぶときになぜやらなかつたのか。そしてその最近一つ防災がですね、騒がれている中で再度更新していると思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、指定管理者を募集した期間においてはですね、フルーツパークにきが町が指定する避難所とはなっていなかったということもございます。そういったことで、前の期に指定管理を募集した同様のですね、募集の仕方をして、そして算定をしていただいているという経過がございましたので、この只今この冬期間の暖房の扱いについては、まだこれからですね、協議を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。また、避難の発生がですね、冬期間ということになりますと、当然、フルーツパークも避難所として住民の皆さんに避難していくことになりますので、冬期間の運転についてはすぐに運転ができるように、そういった形でのですね、取り扱いをしていくということで、今回予算を計上させていただいたところでございます。また、その平常時の使用についてはですね、先程も申し上げましたとおり、冬期間、あるいは春、あるいは秋口での使用についての取り扱いについては、指定管理料の中でですね、取り扱うことにもかかっていくことがございますので、それについては協議をしながら取り決めをしていくということが必要になってくるというふうに判断しているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）大体、課長の趣旨はわかりました。まずですね、災害はいついかなるときにやってくるかわからないので早急にですね、その辺のことをですね、指定管理者と煮詰めていっていただきたいのと、かように思います。よろしくお願ひします。

最後にもう1点ですね、32ページの消防費の中で、防災行政無線整備事業が入っております。これでですね、これだけじゃちょっとわからないですけれども、実施設計委託料ということで入っておりますけれども、これ無線の防災の関係ですけれども、ちょっと概要がわかるんであれば、ここでどういうような状況のものが付くのか説明できるんであれば、ちょっとしていただきたいなと、かように思いますけれども、

できますか。概要で結構です。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、32ページの13節、委託料の減額につきましては、実施設計業務の入札執行残での減額補正でございます。平成25年度におきまして、防災行政無線の整備事業に係る実施設計を行っているところでございます。町といたしましては、基本計画に基づいて、仕様書を作り、実施設計業務を委託しているところでございます。全仁木町内全域、全世帯にですね、受信機を置きまして、災害時においてお知らせする情報をいち早く住民の皆さんにお届けするというものでございます。また、屋外の各地域の数か所にスピーカーを設置して、屋内でも災害時において情報をお知らせするというようなシステムになっているところでございます。また、その屋外スピーカーにはですね、いわゆる電話機を置きまして、役場庁舎が親機として設備いたしますけれども、そちらとの連絡が取れるというような、そういったことで今この整備を進めていくこととしているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）今の課長の説明の中で、外のスピーカー、電話機を付けて、町が親機を持ってということで、連絡とれる事態にするというお話でございましたけれども、今の外部の電柱で立っているところで、東西南北にそれぞれ銀山も大江も然別もあるのはわかっておりますけれども、実際今年、訓練する時にですね、いろんなところでちょっと聞いておりましたけれども、実際の話、何をしゃべっているんだかわからないのが現状なんですね。それでですね、一番先に感じたことは、これは今の状況のままで外は外、そして各家庭に付けるっていうんであれば、まず申し訳ないですけれども、外に付ける施設が足りません。外にいた方にこういろいろなところで聞いてみたら、何を言っているんだか、ほとんどの方が把握できていません。それが、私が聞いている現状であります。そういうことでありますので、外の外部スピーカーですか、その件につきましてはもう少し煮詰めていただきたいなというふうに思われます。その電柱にですね、子機を付けて連絡取れるという思いは良いと思います。ですけれども、外でそれを受けているんであれば、もっとその外部スピーカーが足りないというふうに思われます。本当に無風で音が散らない時は結構ですけれども、ちょっとでも風があるとほとんど聞こえない状態が続いているというふうに思われます。それとですね、やはり個々に付けるんであれば、一方的にお話ができるんじゃなくて、それは防災もそうだし、これはあの何ですか、福祉の関係ですね、いろんな意味で応答ができるような、安否が確認できるような、そういうあのこっちから話して向こうから返答がもらえるような、その安否が個々の家でもですね、できるようなそういうシステムを付けた方が、確かにお金はかかると思うんですけれども、どうせやってお金をかけるんであれば、あの身になるような装置を付けてですね、やったらこれ何て言うんですか、福祉とかそういう関係なんかにもですね、併用して使えると思うんですけれども、そのこれから煮詰めるのか、もうできあがってしまったのか、ちょっとわかりませんけれども、まだできないんであればですね、そういう検討もなされてはいかがかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、昨年度と今年度2回にわたりまして、本町におきまして、訓練を実施したところでございます。その際、北後志消防組合が設置しております消防団の関係の屋外スピーカーをお借りして、住民の皆さんに訓練に係る情報の伝達をしたところでございます。今、

町の方で行おうとしているこの防災行政無線の屋外に設置するスピーカーにつきましては、更に現在よりもですね、数を増やして設置するという計画でありますので、更に今よりも屋外において聞きやすくなるのではないかというふうに判断しているところでございます。また、双方向が可能なシステムの導入については、町の方でも課長職会議等で検討してきたところでございますが、現時点においては非常に事業費が膨らむということで、担当としてもおさえているところでございまして、現在のところは、あとですね、いわゆるIP告知端末による通信によってですね、各世帯との通信が可能になるという双方向の通信ではございますが、有線によるものということ、そして、いざそういった有線でございますので、地震等の災害の際ですね、断線した際は非常に通信が不可能になるだとかということで、災害に弱いというようなそういういったデメリットもございますので、そういうことを踏まえまして、無線による確実な情報伝達が可能な防災行政無線を整備していくことが懸念ではないかという判断に至ったところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）種々説明はわかりました。確かにその災害ですから、電話線、電話ケーブルを利用すればそうなるのかもしれないですけれども、無線で飛ばすとそういう断線がなくなるのかなというふうに私は思われますけれども、その辺まだ本当に決定してないんであれば、良い方法をですね、より良い方法を選択していただければなというふうに思いますんで、どうせやるんですから、これが10年や20年でなくなるようなもんじゃないので、その辺長期に考えると、本当に一件一件の安否をですね、役場にいてできるわけですから、職員がいかなくとも、消防団員が行かなくてもですね、安否の確認ができるような、私はシステムだと思うんで、実際にその方向性がまだ検討の余地があるんであれば、更にですね、煮詰めていってほしいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）現段階でもですね、資料等各関係機関からいただいたところでございますし、関係の業者からもですね、資料等いただいた上での検討はしてきた経過がございます。そういうことでの判断を、最終的には町長に仰いで決定していくということになっていくというふうに担当では考えているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。24ページのぬくもり灯油のことで、詳しく内容をちょっと教えてほしいんですけども。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今のご質問でございますけれども、もう少し詳しくということでございます。ぬくもり灯油の助成金につきましては、245万円ということでございます。これにつきましては、昨年度行いました内容とほぼ同様のものとなります。これにつきましては平成25年度の町民税の課税されていない世帯を基本といたしております。その中で、高齢者世帯が70歳以上だけの世帯でありますとか、重度障がい者の世帯、これは身体障害者1級・2級、療育手帳A判定、障害者保健福祉手帳1級、こういうものをいただいている方、また、ひとり親世帯については、18歳未満の子供とその父、または母いずれか一方によって構成されている家族となります。助成の金額につきましては、1世帯につき1万円の助成でございます。期間につきましては、受付期間、平成26年1月6日月曜日から平成26年3月20日までと

ということで、これにつきましては全戸配布で、12月26日でありますけれども、この詳しく載せた内容、それから申し込みにつきましてですね、それぞれ各戸に配布をするということで、全戸配布で考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）早速このぬくもり灯油の予算を付けていただきまして、ありがとうございます。行政報告でなかったのでね、どうかなと思っていたんですけども、道支出金というところでは、道からはいただいてないんでしょうか。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）これについてはですね、毎回、あの地域づくりの総合交付金事業ということで、仁木町の人口にしますと50万円ということなんですが、まだ、あの実は今回の追加につきましては、遅くに道の方から自治体に入りまして、申し込みの方は現在行っております。ただ、あの採択になるかならないかはですね、全道的にかなり申し込みの町村が多いということで、財源の関係もありますので、なるべく良い方向で答えを出して連絡したいということはいただいているんですが、結論はまだ出ておりませんので、この分については、今言いましたように要求はしております。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

**休憩 午後 2時58分**

**再開 午後 3時15分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

### 日程第12 議案第3号

#### 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（山下敏二）日程第12、議案第3号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） それでは、議案第3号でございます。『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』、平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2183万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8734万5000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 嶽入歳出予算補正による。平成25年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（山下敏二） 岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹） 議案第3号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 嶽入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金と6款、諸収入をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計2183万9000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億8734万5000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額2183万9000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億8734万5000円とするものでございます。

次に3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の補正額の財源内訳としましては、一般財源が2183万9000円の増となってございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、1目、保険基盤安定繰入金が224万4000円の追加、2目、一般会計繰入金が2990万6000円の減額で、合わせて2766万2000円を減額するものでございます。

次に6ページ、6款、諸収入、3項、1目、雑入につきましては、平成24年度の医療分精算分として後志広域連合からの過年度返還金4950万1000円を追加するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、2目、広域連合負担金につきましては、過年度精算追加分と国保事務に関する経費として後志広域連合負担金2183万9000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二） 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二） 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第4号

#### 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山下敏二）日程第13、議案第4号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは続きまして、議案第4号でございます。『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』、平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1243万3000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 岁入歳出予算補正による。平成25年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第4号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金と5款、諸収入をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計116万4000円を減額し、補正後の歳入合計額を6億1243万3000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額116万4000円を減額し、補正後の歳出合計額を6億1243万3000円とするものでございます。

次に3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の補正額の財源内訳といたしましては、その他財源が226万6000円の増、一般財源が343万円の減となってございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、346万2000円を減額するものでございます。

次に6ページでございます。5款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料、目を新設いたしまして2目、加算金3万2000円を追加してございます。これは、消費税還付加算金でございます。3項、1目、雑入につきましては、額が確定した消費税還付金226万6000円の追加でございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款・総務費、1項・総務管理費、2目・維持管理費につきましては、3業務の委託料及び水道メーター取替工事請負費のそれぞれの執行残、合わせて116万4000円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。7ページの漏水調査費についてですけれども、これは毎年計上しておりますけれども、どの程度漏水が減ってきているのか。だいぶかなり減ってきているのか、それとも減っている漏水の量はそんなに変わらないのか、その辺お願いします。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）この漏水調査にいたしましては、平成21年度からですね、行っております。21年度のですね、漏水率にしますと、21年度は48%が漏水しておりました。22年度は40%、23年度が32%ということでありまして、24年度がですね28%と、年々漏水率は下がっております。それで25年度はですね、今のところ24%ですね、漏水率ということでなっております。失礼しました。今のところ30%ですね、すいません、25年度は30%ということで、あの本管等のですね、漏水はですね、ほぼありませんけれども、各住宅の取水栓ってあります、取水栓からですね、漏水がですね、かなり多くて、そのパッキンですね、昔は石綿をですね、使用しておりますので、やっぱり溶けやすいということで、それから溶けて徐々に漏水があるということで、最近の取水栓はですね、黒パッキンってことで、ゴム鉢を使っておりますので、そのようなことはないということあります。以上であります。

○議長（山下敏二）他にありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第14 議案第5号

### 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（山下敏二）日程第14、議案第5号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） それでは、議案第5号でございます。『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』、平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6011万7000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 嶽入歳出予算補正による。平成25年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（山下敏二） 岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹） 議案第5号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 嶽入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額160万円を減額し、補正後の歳入合計額を6011万7000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費と2款、後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計160万円を減額し、補正後の歳入合計額を6011万7000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、広域連合支出金まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の補正額の財源内訳といたしましては、一般財源が160万円の減となってございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金は、広域連合共通経費精算により45万5000円の減額、2目、保険基盤安定繰入金は額の確定により114万5000円を減額するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、55歳超の昇給停止に伴う給料3000円の減額でございます。

次に、8ページでございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金159万7000円の減額につきましては、精算による事務費負担金の減額等によるものでございます。

9ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二） 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二） 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第6号

### 仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第15、議案第6号『仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第6号でございます。『仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町行政財産の使用料徴収条例（昭和57年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成25年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）議案第6号『仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改定する条例制定について』、ご説明申し上げます。

この度の条例改正に至った経緯ですが、平成19年度から自家用乗用車で通勤している職員が役場庁舎の駐車場を使用する場合は、月額500円の使用料を徴収しております。この使用料につきましては、平成16年度から19年度まで実施してまいりました自立するための基本的な取り組みにおいて、職員からの提案に基づき実施したものであり、平成20年度から23年度まで行っていた行財政構造改革プランにおいても、引き続き取り組みの一つとして実施していったものであります。

改正概要について、申し上げます。駐車場使用料の後志管内の状況を見ますと、小樽市を除く町村においては、徴収している町村は一つもないこと、更に、行財政経営構造改革プランを平成23年度をもって終了していることから、駐車場使用料を徴収する必要性がないものと判断し、駐車場使用料を廃止するため、関係条例の改正を行うものであります。それでは、改正条例についてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧願います。右側が現行条例で、左側が改正案となっております。アンダーラインを引いている箇所が、今回の改正箇所であります。第4条では、使用料について謳っているものでありまして、駐車場使用料に関連する第2項を削り、第5条のただし書きを、ただし、電柱、看板、その他これらに類するものを設置する目的で使用するときは、第1表に定める額とするし、別表第1の2を削るというものであります。附則は、施行期日の定めであります、この条例は平成26年4月1日から施行するというものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。一点だけお伺いします。この条例がですね、できてから、できるときもちょっと町側に言ったんですけども、お金とってやることはいいことですけれども、ということで、なっていたんですけども、ただ一点、ここでですね、今500円とっている中で、やはり車を持ってきてない方がいると思うんですよ。現況見ますと、結構この駐車場、役場駐車場、現状で結構あのいっぱいになっている時が多いんですけども、これは多分、駐車料金取らなくなると、職員が乗り入れてくる車がかなり増えると思うんですけども、現状ですね、今の駐車場で職員が停めて、例えば来客が来た場合、駐車場は、今の現状で間に合うのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（山下敏二）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）通常時においては、十分対応が可能なのかなと思います。ただ、行事等、町民センターにおいて、行事等行う場合、駐車場が不足することも考えられます。その場合はですね、あらかじめ総務課の方から各職員に連絡しまして、町民センター前の駐車場を開けるようにということで、対応を今まで行ってまいりましたので、今後もそのような取り組みをやることによって、駐車場は確保できるのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第7号

### 仁木町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第16、議案第7号『仁木町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第7号でございます。『仁木町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和34年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成25年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜ります

よう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山下敏二） 岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹） 議案第7号『仁木町税外諸収入金の徵収に関する条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明申し上げます。

仁木町税外諸収入金の徵収に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案の1ページをご覧願います。改正の内容につきましては、現在の低金利の状況を反映した国税の見直しに合わせて改正した仁木町税条例同様、延滞金の利率を引き下げる改正でございます。なお、改正条例附則といたしまして、附則第1項、この条例は平成26年1月1日から施行するものとし、第2項で経過措置について定めてございます。議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、次のページになりますが、参考資料として添付しております新旧対照表の1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となってございます。第4条の延滞金の徵収については、仁木町税条例の例によるとする改正でございます。これにより、平成26年1月1日以降の延滞金については、1か月経過後の利率を14.6%から9.3%に、1か月以内の利率を4.3%から3.0%に引き下げるというものでございます。附則につきましては、施行期日と経過措置を定めたものでございます。以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（山下敏二） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町税外諸収入金の徵収に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町税外諸収入金の徵収に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第17 発委第1号

### 仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定

○議長（山下敏二） 日程第17、発委第1号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。上村議会改革特別委員会委員長。

○議会改革特別委員長（上村智恵子） それでは、規則改正の趣旨説明を行います。

別冊議案書の22ページでございます。発委第1号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』、仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）の一部を改正する規則制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。平成25年12月19日提出。提出者、仁木町議会議会改革特別委員会委員長 上村智恵子。

この度の規則改正に至った経緯ですが、本特別委員会の中間報告において申し上げたとおり、質問（質疑）の一問一答方式を導入するとの結論に達したことから、一問一答方式導入に係る所要の改正を行うこととし、本会議規則の改正を委員会発委として提出するものでございます。

それでは、改正規則についてご説明申し上げます。新旧対照表をお開き願います。右側が現行条例、左側が改正案となっております。アンダーラインを引いている箇所が、今回の改正箇所でございます。第54条では、質疑の回数について謳っているものでございまして、第54条の見出しを質疑の方法及び回数の制限とし、第54条第1項を質疑は一問一答で行うとし、第2項を議長は必要があると認めるときは、質疑の回数を制限することができるとするものでございます。第62条では、質問に対する準用規定を謳っているものでありますと、第54条の改正に伴い、第62条中、質問の回数を質疑の方法及び回数の制限に改めるものでございます。附則は、施行期日の定めでございまして、この規則は平成26年1月1日から施行するというものです。以上で説明を終わります。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第1号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、発委第1号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第18 同意第6号

### 仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（山下敏二）日程第18、同意第6号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、同意第6号でございます。『仁木町教育委員会委員の任命について』、仁木町教育委員会委員 濑野淳一は、平成25年10月16日をもって辞任（任期 平成29年9月30日まで）したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、

下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。平成25年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

記といたしまして、余市郡仁木町銀山2丁目30番地、吉田美智子。昭和22年10月15日生まれでございます。

それでは、吉田美智子さんの経歴をご紹介いたします。吉田美智子氏は、昭和22年10月15日生まれで現在66歳でございます。住所は、仁木町銀山2丁目30番地であります。経歴は、昭和38年3月、仁木町立銀山中学校、昭和41年3月、北海道立俱知安高等学校をご卒業し、卒業後は家業である農業についております。各種委員等歴におかれましては、平成3年4月から平成5年3月まで仁木町立銀山小学校PTA副会長、平成11年2月から平成13年2月まで新おたる農業協同組合銀山女性部副部長を歴任し、また、平成16年12月からは仁木町民生委員児童委員、仁木町社会福祉委員として現在もご活躍しております。吉田美智子氏は、地域の信望も厚く、地域の教育文化の振興発展や地域住民の福祉の向上にご尽力されており、教育委員会委員として適任と考えますので、ご同意くださいますようよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

暫時休憩します。

**休憩 午後 3時49分**

---

**再開 午後 3時57分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第6号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第6号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（山下敏二）「全員起立」です。

したがって、同意第6号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

---

### **日程第19 諒問第1号**

#### **人権擁護委員候補者の推薦について**

○議長（山下敏二）日程第19、諒問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、諒問第1号でございます。『人権擁護委員候補者の推薦について』、人権

擁護委員法（昭和24年法律第139号）第3条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員 関 孝心は、平成26年3月31日にその任期を満了するので、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。平成25年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

記といたしまして、余市郡仁木町銀山3丁目162番地3、関 孝心。昭和32年10月10日生まれでございます。只今議案を朗読させていただきましたとおり、人権擁護員を務められております関 孝心氏が平成26年3月31日をもって任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同人を再任候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

関 孝心氏は、昭和32年10月10日生まれで、現在56歳でございます。住所は仁木町銀山3丁目162番地3で、北海道仁木商業高等学校をご卒業後、昭和51年3月から宗教法人孝徳寺副住職、平成13年7月からは同寺の住職を勤められております。また、平成9年1月から銀山3納税貯蓄組合長を務められ、平成14年には仁木町納税貯蓄組合連合から納税功労者表彰の組合長5年表彰を受けられております。人権擁護委員としては、平成20年4月1日から務められており、平成26年3月31日をもって2期目の任期が満了となります。人権擁護委員は、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足りる人権識見や中立公正さを兼ね備えていることのほか、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私としましては再度、関 孝心氏を推薦いたしたく、議会の意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、「候補者は適任である」として、答申することに賛成の方はご起立願います。

[全員起立]

○議長（山下敏二）「全員起立」です。

したがって、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、「適任である」として、答申することに決定しました。

## 日程第20 意見案第17号 安心できる介護制度の実現を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第20、意見案第17号『安心できる介護制度の実現を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。横関君。

○8番（横関一雄）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の25ページでございます。

意見案第17号『安心できる介護制度の実現を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年12月19日提出、提出者は私、横関一雄、賛成者は、上村智恵子議員でございます。意見書の内容につきましては、26ページに記載のとおりでございます。提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣でございます。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

横関君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第17号『安心できる介護制度の実現を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第17号『安心できる介護制度の実現を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第21 意見案第18号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

○議長（山下敏二）日程第21、意見案第28号『森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。横関君。

○8番（横関一雄）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の27ページでございます。

意見案第18号『森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年12月19日提出。提出者は私、横関一雄、賛成者は、野崎明廣議員でございます。意見書の内容につきましては、28ページに記載のとおりでございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

横関君、自席へお戻り下さい。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第18号『森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書』を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第18号『森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 意見案第19号

### 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書

○議長（山下敏二）日程第22、意見案第19号『介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の29ページです。

意見案第19号『介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年12月19日提出、提出者は私、住吉英子、賛成者は、林 正一議員です。意見書の内容につきましては、30ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）まず、原案に反対者の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）意見書は、介護保険からの要支援1・2、軽度者外しを前提とした上で、制度の周知や円滑な事業履行、受け皿となる自治体の地域支援事業の基盤整備と財政の拡充を求めるものとなっております。自治体にとっては当然の要求ですが、見直しそのものに6割の自治体が利用者への影響が懸念されると反対しております。要支援者に対する介護予防給付を継続すること、介護保険財政に国が責任を持つことと思っておりますので、この意見書に反対いたします。

○議長（山下敏二）他に討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第19号『介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 起立多数 ]

○議長（山下敏二）「起立多数」です。

したがって、意見案第19号『介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書』は、原案とおり可決されました。

---

### 日程第23 意見案第20号

#### 過疎対策の積極的推進を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第23、意見案第20号『過疎対策の積極的推進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の31ページです。

意見案第20号『過疎対策の積極的推進を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年12月19日提出、提出者は私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、32ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第20号『過疎対策の積極的推進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第20号『過疎対策の積極的推進を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第24 意見案第21号

#### 企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書

○議長（山下敏二）日程第24、意見案第21号『企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の33ページです。

意見案第21号『企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年12月19日提出、提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、34ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へ戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第21号『企業減税等からの確実な賃金引き上げを求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第21号『企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第25 意見案第22号

### 公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第25、意見案第22号『公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の38ページです。

意見案第22号『公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり決定する。平成25年12月19日提出、提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、36ページに記載のとおりです。提携先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第22号『公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書』を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第22号『公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第26 意見案第23号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第26、意見案第23号『消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の37ページです。

意見案第23号『消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり決定する。平成25年12月19日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、林 正一議員です。意見書の内容につきましては、38ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第23号『消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（山下敏二）「起立多数」です。

したがって、意見案第23号『消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第27 意見案第24号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第27、意見案第24号『積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の39ページです。

意見案第24号『積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年12月19日提出、提出者は私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、40ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第24号『積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第24号『積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第28 意見案第25号

### 「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針を見直し被災者の立場に立った施策の実現を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第28、意見案第25号『「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針を見直し被災者の立場に立った施策の実現を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の41ページです。

意見案第25号『「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針を見直し被災者の立場に立った施策の実現を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年12月19日提出、提出者は私、上村智恵子、賛成者は、住吉英子議員です。意見書の内容につきましては、42ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第25号『原発事故子ども・被災者支援法』の基本方針を見直し被災者の立場に立った施策の実現を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第25号『原発事故子ども・被災者支援法』の基本方針を見直し被災者の立場に立った施策の実現を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第29 意見案第26号

### 特定秘密保護法の凍結を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第29、意見案第26号『特定秘密保護法の凍結を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の43ページです。

意見案第26号『特定秘密保護法の凍結を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年12月19日提出、提出者は私、上村智恵子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、44ページに記載のとおりですが、12月8日、倉本聰さんの講演会で、特定秘密法が福島の公聴会で全員が反対したにも関わらず、次の日、衆議院で可決してしまう、こんなことで許されるのかと言つてはいましたが、内容がわかるにつれ国民世論が反対に回り、70%が慎重審議を求めていましたが、参議院も強行採決されてしまいました。この特定秘密保護法の凍結を強く求めるものです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第26号『特定秘密保護法の凍結を求める意見書』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（山下敏二）「起立多数」です。

したがって、意見案第26号『特定秘密保護法の凍結を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

### 日程第30 委員会の閉会中の継続審査

○議長（山下敏二）日程第30『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

上村議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

### 日程第31 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（山下敏二）日程第31『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。林総務経済常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、林総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時31分

### 再開 午後 4時32分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。

平成25年第4回仁木町議会定例会の閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。本定例会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の格別なご審議のもとご可決賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に、誠心誠意取り組んでまいります。

さて、今年も残すところ、あとわずかとなりました。世間では、アベノミクス効果により、日本経済の景気状況は徐々に回復傾向に向かっているとの声がある一方、地方経済には未だ十分浸透していないのが実感であります。更には、平成26年4月から消費税率が8%に引き上がることが決定され、増税後の国民の消費行動が消極的になることが懸念されておりますが、地方自治体においては、いかなる状況下でも決して屈しない地域づくりが求められております。私にとって、来年は2年目の年であります。今年度で培った経験を生かし、町の更なる発展のために、粉骨碎身の覚悟で取り組んでまいりますので、議員の皆様

方の変わらぬご支援・ご協力を賜りますことを心からお願い申し上げる次第でございます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、年末ご多忙の折ではございますが、お体に気をつけていただき、健やかなる新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（山下敏二）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成25年第4回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉会 午後 4時35分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成25年第4回仁木町議会定例会議決結果表

会期 平成25年12月19日（1日間）  
 （開会～午前9時30分／閉会～午後4時35分）

議案番号	議件名	議決年月日	議決結果
報告第1号	議会改革特別委員会中間報告書	H25.12.19	報告
報告第2号	平成24年度各会計決算特別委員会審査報告書  付託議案第1号 平成24年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について  付託議案第2号 平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  付託議案第3号 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  付託議案第4号 平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H25.12.19	認定
承認第1号	専決処分事項の承認について 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）	H25.12.19	承認可決
議案第1号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	H25.12.19	原案可決
議案第2号	平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）	H25.12.19	原案可決
議案第3号	平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	H25.12.19	原案可決
議案第4号	平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	H25.12.19	原案可決
議案第5号	平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	H25.12.19	原案可決
議案第6号	仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	H25.12.19	原案可決
議案第7号	仁木町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について	H25.12.19	原案可決
発委第1号	仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定	H25.12.19	原案可決
同意第6号	仁木町教育委員会委員の任命について	H25.12.19	同意可決

議案番号	議件名	議決年月日	議決結果
諮詢第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	H25.12.19	適任答申
意見案第17号	安心できる介護制度の実現を求める意見書	H25.12.19	原案可決
意見案第18号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	H25.12.19	原案可決
意見案第19号	介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書	H25.12.19	原案可決
意見案第20号	過疎対策の積極的推進を求める意見書	H25.12.19	原案可決
意見案第21号	企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書	H25.12.19	原案可決
意見案第22号	公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書	H25.12.19	原案可決
意見案第23号	消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書	H25.12.19	原案可決
意見案第24号	積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書	H25.12.19	原案可決
意見案第25号	「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針を見直し被災者の立場に立った施策の実現を求める意見書	H25.12.19	原案可決
意見案第26号	特定秘密保護法の凍結を求める意見書	H25.12.19	原案可決